事 務 連 絡 令和4年11月4日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁消防・救急課消防庁救急企画室 消防庁国民保護・防災部地域防災室 消防庁国民保護・防災部広域応援室

オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について (依頼)

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。 救急隊員等(※)への4回目接種については、これまで、「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」(令和4年7月22日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)[別添3]により、新型コロナワクチンの4回目接種の対象者に加えられたことをお知らせするとともに、救急隊員等の4回目接種が速やかかつ円滑に実施されるよう依頼をしたところです。

新型コロナウイルス感染症は、過去2年いずれも、年末年始に拡大しており、 また、今冬については、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの専 門家の指摘もあります。

9月から、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始していますが、オミクロン 株対応ワクチンの重症予防効果等は従来型ワクチンを上回ることや、今後の変 異株に対してもより有効であることが期待されています。

令和4年 11 月4日に厚生労働省より、「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について(依頼)」(令和4年 11 月4日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室、内閣官房内閣参事官(ワクチン接種推進担当)事務連絡)[別添1] が発出され、オミクロン株対応ワクチンの接種を促進するため、更なる取組を進めて頂くよう依頼がされました。これを受けて、同日付けで総務省より「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について」(令和4年 11 月4日付け総行政第 239 号総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官通知)[別添2] が発出され、オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組の依頼がされました。

貴部(局)におかれては、下記及び別添資料に御留意の上、救急隊員等をはじめとした消防職員のオミクロン株対応ワクチンの接種が速やかに実施されるよう、貴都道府県の衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な調整・連携を図っ

て頂くとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を 含む。)に対して、この旨周知されますようお願いします。

なお、今後、消防職員のオミクロン株対応ワクチンの接種の状況について適宜 調査させていただく可能性がございますので、御了知願います。

※救急隊員等:新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)の搬送に携わる① 救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消 防非常備町村の役場の職員及び⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町 村の離島区域の消防団員を想定)「別添4参照]

記

1 オミクロン株対応ワクチンの接種促進について

年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を進めることが非常に重要であるとともに、令和4年10月21日から、最終接種からの接種間隔を、3ヶ月以上と短縮したところであり、4回目接種を受けた救急隊員等を含め、本年9月までに、従来型ワクチンによる接種を受けた方も、年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けることが可能となっていることから、希望する全ての消防職員ができる限り年内に接種を完了できるようにしていただきたいこと。

2 自治体の大規模接種会場等における団体接種や職域接種の実施

消防本部単位での団体接種や職域接種を積極的に実施いただくことで、消防職員の接種機会を設けて頂くようお願いいたします。

団体接種については、全ての都道府県に相談窓口を設置しておりますのでご 活用ください。

また、職域接種については、下記の厚生労働省の HP に実施方法等を掲載しております。

(参考) 厚生労働省 HP 職域追加接種(オミクロン株対応ワクチン) に関する企業向け説明会(令和4年9月22日開催)資料職域接種に関するお知らせ

https://www.mhlw.go.jp/content/000992507.pdf

3 消防職員へのワクチン接種に関する周知

以下の広報資材などを活用・提供することなどにより、消防職員への周知を お願いいたします。

(リーフレット)

参考資料 1 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf</a></a>
参考資料 2 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf</a>

## (周知動画)

○ねお×木下先生「新しいコロナワクチンのこと聞いてみた」 https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25464.html

以上

# (別添資料)

- 別添1・・・「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について(依頼)」(令和4年11月4日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室、内閣官房内閣参事官(ワクチン接種推進担当)事務連絡)
- 別添 2 ・・・「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について」(令和 4 年 11 月 4 日付け総行政第 239 号総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官通知)
- 別添 3・・・「新型コロナワクチンの 4回目接種の対象拡大について」(令和 4年7月22日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消 防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広 域応援室事務連絡)
- 別添4・・・「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 における接種対象者について」(令和3年1月15日付け消防庁 消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地 域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)

# 【問合せ先】

消防・救急課田邉松本小山TEL:03-5253-7522救急企画室飯田岡澤石田TEL:03-5253-7529地域防災室村上矢後青野TEL:03-5253-7561広域応援室奥田二瓶栗山TEL:03-5253-7527

令和4年11月4日 事 務 連 絡

各 都道府県 市 町 村 衛生主管部(局) 御中 特 別 区

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室内閣官房内閣参事官(ワクチン接種推進担当)

オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について (依頼)

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別のご理解とご協力を賜り 厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、過去2年いずれも、年末年始に拡大しており、 また、今冬については、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの専 門家の指摘もあります。

9月から、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始していますが、オミクロン 株対応ワクチンの重症予防効果等は従来型ワクチンを上回ることや、今後の変 異株に対してもより有効であることが期待されています。

こうしたことを踏まえ、年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を進めることが非常に重要であり、希望する全ての対象者が年内に接種を受けられるよう、接種体制の確保や周知広報を行っているところですが、令和4年11月4日公表時点で、接種率は全人口の約6%となっているところです。

また、令和4年10月21日から、最終接種からの接種間隔を、3ヶ月以上と短縮したところであり、本年9月までに、従来型ワクチンによる接種を受けた方も、年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けることが可能となっています。

つきましては、オミクロン株対応ワクチンの接種を促進するため、各都道府県 及び市町村(特別区を含む。)におかれましては、下記のとおり、更なる取組を 進めていただくようお願いいたします。 1 接種を希望する方が接種しやすくするための取組について

別添1の自治体の取組事例も参考に、接種を希望する方が接種しやすくなるよう、以下の(1)~(5)をはじめとする取組の実施の検討をお願いします。

- (1) エッセンシャルワーカー等向けの接種
- (2) 夜間・休日接種
- (3) 予約なし接種、接種券なし接種
- (4) ワクチンバス等による出張接種
- (5) アクセスのよい場所・住所地以外での接種

なお、(3)の接種券なし接種については、市町村において、接種記録情報の早期の VRS の事後入力等が可能な場合にとりうる選択肢であることに留意が必要です。

また、若い世代や勤労者世代が接種をためらう理由の一つとして、接種後に副反応が生じても仕事を休みにくいことがあります。こうした方が安心して接種を受けられるよう、ワクチンの接種や接種後に体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等に関する QA は別添2のとおりですので、各企業や関係団体等に周知をお願いいたします。

#### 2 積極的な周知広報について

希望する全ての対象者が年内に接種を受けられるよう、住民や企業、関係団体等に対する更なる周知広報をお願いいたします。

今後の国による広報については、現時点で、別添3のとおりとなっておりますので、政府広報動画やリーフレット、ポスターを活用した周知広報や、政府広報の発信にあわせた自治体の発信(首相官邸ワクチン Twitter による発信時に自治体 Twitter アカウントによるリツイート等)などの取組をお願いいたします。

#### 3 企業・大学等の単位の団体接種について

企業・大学等の単位での団体接種の実施については、別添4(「企業・大学等の単位での団体接種の実施と都道府県主導による希望する企業等の大規模接種会場等での接種の受入調整について(依頼)」(令和4年5月9日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡))においてお知らせしているところでありますが、別添5の団体接種の取組事例も参考に、引き続き、企業、大学等と連携し、企業等単位での団体接種を促進することをお願いします。

# <別添>

- 別添1 自治体取組事例
- 別添2 ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い
- 別添3 オミクロン株対応ワクチン等についての広報
- 別添4 「企業・大学等の単位での団体接種の実施と都道府県主導による希望する企業等の大規模接種会場等での接種の受入調整について(依頼)」(令和4年5月9日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)
- 別添5 団体接種の取組事例

# 自治体の取組事例

# 【東京都の取組①~④】

# ①「警察関係職員向け接種」

対 象:警察・消防関係者(約3万人)

時期:10月3日~11月中旬予定

会 場:東京都大規模接種センター3会場

都庁北展望室会場(新宿区) 行幸地下会場(千代田区)

立川南会場(立川市)

接種規模:一日あたり約1,000人程度

使用ワクチン:ファイザー社(BA1)



# ④「ワクチンバスの派遣」



対象:都内の高齢者・障害者施設、民間企業、

大学・専門学校(※)等

※合宿所や学生寮等へも派遣可能

時 期:個別相談

接種規模:1日あたり最大80~100名/1編成

使用ワクチン:ファイザー社(オミクロン株対応)

接種体制:1編成あたり、医師1名、

看護師3~4名、補助員4名程度

運用体制:最大7編成

# ②「夜間・休日の接種」

# ③「予約なし接種」

会場:東京都行幸地下ワクチン接種センター(千代田区)

体 制:・土日祝日も実施

・毎日20時30分まで実施

・予約なし接種を受付

使用ワクチン:ファイザー社(BA1又はBA4-5)、モデルナ社(BA1)

# 【福岡市の取組①~③】

# ①「独自優先接種者」

対象:介護従事者、保育士、教員等(約2.2万人)

※独自優先対象者登録サイトを設け、

接種券を早期に発送

時 期:9月30日~(60歳以上と同時期)

会 場:個別会場、集団会場

使用ワクチン:ファイザー社(オミクロン株対応)



# ②「夜間接種」

時 期: 9月30日~<mark>金曜は21時まで</mark> 会 場:集団会場 (2カ所→最大 8 カ所) 使用ワクチン:ファイザー社 (オミクロン株対応)

# ③「高齢者予約サポート」

時 期:11月1日~30日(日曜除く)会場:市内公民館(147カ所)内容:インターネットでの接種予約を

専門スタッフがサポート

- ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについて、以下の厚生労働省HPで案内しています。
  - ※新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/dengue\_fever\_qa\_00007.html

# 新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)(抜粋)

くワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い>

問20 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチン接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用できるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分就業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。どういった点に留意が必要でしょうか。

職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度(失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようにする制度)等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け(ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分就業時刻の繰り下げを行うこと)や出勤みなし(ワクチン接種の時間につき、労務から離れたことを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものと取り扱うこと)を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

■ 上記問20のほか、ワクチン接種の対象年齢の子どもを持つ労働者の休暇や労働時間の取扱い(問21)、新型コロナウイルス罹患時を例とした年次有給休暇取得の扱い(問9)、アルバイト・パートタイム労働者等への年次有給休暇等の扱い(問10)などのQ&Aが用意されている。

11.4 時点

# ①テレビCM

○30秒のイラストCM (15秒の短縮版も作成)

(参考: 4回目接種の過去の例)





# ②ねお×木下医師の対談動画

○様々な疑問に専門的見地から回答する動画 (短縮版も作成) →掲載済み (提供可能)

https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25464.html https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25465.html(短縮版)

2価ワクチンって何?

コロナに感染したことが あってもワクチンは必要?

# ③厚労省リーフレット

第3報https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf 第2報https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf

#### →掲載済み(ダウンロード可能)



# →近日公開予定(提供可能予定)

# ③新聞広告

(参考: 4回目接種の過去の例)



# →近日掲載予定

# ④SNSでの広告配信

○①テレビCMや②対談動画短縮版などを用いて、 SNSでの広告配信を予定

# ⑤官邸ワクチンツイッターでの周知

(これまでの発信内容)





13 685

# 6ポスター

### →掲載済み(ダウンロード可能)

https://www.kantei.go.jp/jp/content/000117391.pdf



■ 首相官邸 • (\*)厚生労働省

# →是非、政府広報のコンテンツをご活用ください。

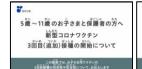
# 【自治体の放映事例】

- ・行政チャンネルやケーブルテレビでの放映
- ・庁舎や駅などのデジタルサイネージでの放映
- ・サッカー試合やイベント会場でのビジョン放映

# ⑦小児追加接種の解説動画

#### →掲載済み

○政府インターネットテレビで掲載中 (15秒の短縮版も掲載)





令和4年5月9日 事務連絡

厚生労働省健康局健康課予防接種室

企業・大学等の単位での団体接種の実施と都道府県主導による 希望する企業等の大規模接種会場等での接種の受入調整について(依頼)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 一部の都道府県では、「都道府県の大規模接種会場等における企業・大学等の単位での 団体接種の実施について」(令和4年4月4日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事 務連絡)にて周知したとおり、大規模接種会場等で、企業・大学等の単位でまとめて予約 を受け付けることで、新型コロナワクチン接種を推進する取組を進めていただいていま す。なお、本件については、経済産業省から各都道府県の商工労働部局にもご連絡してい ることを申し添えます。

### <大学等の単位での団体接種の実施について>

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等(以下「大学等」という。)については、「大学等の新型コロナワクチン接種に関する相談窓口について(依頼)」(令和4年4月7日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)により、各都道府県に大学等からの相談窓口を設置いただいたところです。また文部科学省から各大学等に対し、当該相談窓口を周知するとともに、大学拠点接種や団体接種を実施するよう個別に働きかけを行う等の取組を進めています。大学等から自治体会場等での学生の接種について相談や依頼があった場合、若い世代の接種促進のため、可能な限り柔軟に対応いただくようお願いします。

## <企業等の単位での団体接種の実施について>

企業や団体(以下「企業等」という。)についても、5月2日締めで都道府県の相談窓口を設置いただいたところですが、労使団体や業界団体に対し、当該相談窓口を周知する予定です。

貴部局におかれては、県下の労使団体や業界団体、職域接種を実施していない企業等に対して、団体接種の利用を働きかけるとともに、県が主導して県や市町村の会場とのマッチングを行うことで、若い世代や勤労世代の接種が進むよう、商工労働部局とも連携のうえ、次のような取組を進めていただくようお願いします。

- ・県下の労使団体に対し、大規模接種会場等における団体接種の実施と都道府県窓口について加盟企業等に周知するよう依頼するとともに、労使団体等において、接種が進んでいない業種や個別企業等の情報を有する場合、当該情報に基づき、それらの企業や業界団体等に団体接種の利用を個別に働きかけ、接種の日時や場所等の調整を図ること。
- ・従業員規模や所在地、業種等を勘案したうえで、各都道府県において、ワクチン接種の 優先度が高い業種や企業等のリストを作成し、順次団体接種の利用を働きかけるととも に、接種の日時や場所等の調整を図ること。

また、自治体等の意識調査によれば、若い世代や勤労世代が接種をためらう理由の一つとして、ワクチン接種後に発熱等の副反応が生じても仕事を休みにくいことが挙げられています。労使団体や事業主に団体接種の利用等について働きかけを行う際は、ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについても、添付の資料等を活用し、適宜周知いただくようお願いします。

## <企業・大学等の単位での団体接種の実施状況調査について>

各都道府県において、団体接種等について相談や調整を行った企業・大学等の数や、大まかな接種(予定)人数等について、5月半ば以降、定期的にご報告いただくことを予定していますので、ご承知おきください。

なお、企業や団体は数が多いため、特にこれらの相談窓口については、各都道府県の判断により、企業が多く集積している、団体接種の受入れを開始しているなど、企業等のニーズの高い管内市町村にも設置し、県の相談窓口と併せて、県内労使団体等に周知いただいても差し支えありません。この場合、都道府県におかれては、市町村分も含めて上記実績を報告いただくようお願いします。

	73177%
都道府県	都道府県大規模接種会場での企業等の単位での団体接種
岩手県	対象:県内に所在する企業、団体、大学、専修学校、その他のグループ等(任意団体、大学のサークル等) 予約受付単位:1枠2名以上 ※予約は先着順で、全ての枠が埋まり次第、予約受付終了 申込の流れ:接種日・予約締切日等を県のホームページで公表。県予約コールセンターで予約受付。接種希望者の報告方法は以下のとおり。 〇接種予定人数が2~9名の場合 予約時、又は接種対象者の報告期限までに、県予約コールセンターに報告。 〇接種予定人数が10名以上の場合 予約後、接種希望者リストを報告期限までに県の担当に提出。 県のHP: https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/1059808.html
栃木県	対象:県内に事業所がある企業・団体等(サークル等も可) 予約受付単位:被接種者10人以上 申込の流れ:代表者が希望する会場、日時、人数を取りまとめ、接種希望日の7日 前までにコールセンターにメール送付。人数、希望日時の調整の電話 後、コールセンターから予約完了のメール送付。 予約受付期間:令和4年11月接種分まで受付中。 県のHP: https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/kouhou/kaishadematometeyoyaku.html
東京都	対象:都内の企業・大学等(サークルやクラブ、クラス、ゼミ等の単位も可) 予約受付単位:被接種者10人以上 申込の流れ:接種希望日の2営業日前までに都のコールセンターに電話にて申込。 予約受付期間:令和4年4月11日から予約受付開始 都のHP: https://www.tokyovaccine-rsv.metro.tokyo.lg.jp/pages/ds304799.html
富山県	対象:県内の企業・大学等(クラスやゼミ等の単位も可) 予約受付単位:5~100人程度 申込の流れ:申込みを希望する企業・大学等から県の担当に相談し、接種日時を調整。申込団体は期限までに接種希望者リストを県に提出。 予約受付期間:県が設置する全ての特設会場で随時 県のHP: https://www.pref.toyama.jp/120507/kurashi/kenkou/kenkou/covid-19/omicron_tokusetsu.html
長野県	対象:県内の企業・団体等(複数企業や団体の集合体も可) ※医療機関や薬局、高齢者施設、学校等からも申込可。従業員の家族も申込可。 予約受付単位:1日程あたり5人以上 申込の流れ:「団体接種希望者リスト」(県HPに掲示)に必要事項を記入し、接種 希望日の1週間前までに県の担当に送付。県が接種日時を決定し、申 込団体へ提示。 予約受付期間:令和4年12月末までに実施するすべての県ワクチン接種会場の日程 県のHP: https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vaccine/kensessyu.html#dantai
岐阜県	対象:県内の企業・大学等 予約受付単位:特になし 申込の流れ:申込みを希望する企業・大学等から県の担当に相談し、接種日時を調 整。申込団体は期限までに接種希望者リストを県に提出。 予約受付期間:県が設置する全ての特設会場で随時

	対象:県内の事業所・団体等
滋賀県	予約受付単位:1事業所・団体あたり2人以上
	申込の流れ:代表者が希望する会場、接種日、人数を取りまとめ、申し込みフォー
	ム(県HPに掲示)に入力。県が希望のあった会場・日の接種枠を調整
	の上、当該団体に「事業所・団体指定番号」の通知を送付。当該団体
	の従業員等は通知された番号を用いて県予約サイトから予約。
	予約受付期間:令和4年11月25日まで受付中。
	※接種期間は令和4年12月2日から12月26日まで。
	県のHP: http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/328115.html
	対象:府内の大学・企業等の団体(ゼミやサークル単位での申込も可)
	予約受付単位:1団体、1日あたり10~50人程度
= ±n +=	申込の流れ:申込書(府HPに掲示)に必要事項を記入し、府の担当にメール送付。
京都府	代表者と府の担当で日程調整の上、確定。
	予約受付期間:令和4年4月19日から予約受付開始
	府のHP: https://www.pref.kyoto.jp/vaccine/index.html
	対象:県内の企業・大学等(複数企業や団体の集合体も可)
	予約受付単位:被接種者5人以上
	申込の流れ:申込書(県HPに掲示)に必要事項を記入し、接種希望日の10日前まで
244年1月	に県の担当にメール送付。県が希望日から接種日時を決定し、申込団
沖縄県	体へ提示し、接種希望者リストの様式を送付。申込団体は期限までに
	接種希望者リストを県に提出。
	予約受付期間:令和4年11月接種分まで受付中。12月分は後日県HPに掲載予定。
	県のHP: https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/kigyo_dantai.html
	対象:市内の企業・大学等の従業員・学生等(サークルやゼミ等の単位でも申込可)
	予約受付単位:被接種者5人以上~100人程度まで
横浜市	申込の流れ:団体接種相談窓口に事前相談のうえ、接種希望日の3日前までに申込。
供水川	実施期間:令和4年10月14日~当面の間。
	市のHP: <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/vaccine/vaccine-">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/vaccine/vaccine-</a>
	portal/dantaisessyu.html

各都道府県知事 殿 (総務部扱い)

> 総務省新型コロナウイルス感染症対策等 地方連携総括官

オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について

各自治体におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に 取り組まれていることに感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、過去2年いずれも、年末年始に拡大しており、 また、今冬においては、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの専 門家の指摘もあることから、年内にオミクロン株対応ワクチンの接種を進める ことが重要です。

そのため、厚生労働省及び内閣官房から、別添のとおり事務連絡が発出され、接種を希望する方が接種しやすくするための取組実施の検討、政府広報資材を活用した更なる周知広報、企業、大学等と連携した団体接種の促進について、更なる取組を進めるよう依頼がなされております。

つきましては、貴自治体総務部局におかれましても、上記の趣旨を踏まえ、市 区町村に対して別添事務連絡について周知していただくとともに、衛生主管部 局と連絡を密にしていただき、オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための 更なる取組を推進していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

### <連絡先>

新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室 橘理事官、中村課長補佐、渡部係長、近藤主査

電話:03-5253-5523 (直通) Mail chisei@soumu.go.jp

事 務 連 絡 令和4年7月22日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁消防・救急課 消防庁救急企画室 消防庁国民保護・防災部地域防災室 消防庁国民保護・防災部広域応援室

新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

救急隊員等については、新型コロナワクチン(以下「ワクチン」という。)の接種において、初回接種(1回目、2回目接種をいう。以下同じ。)時にワクチンの早期接種が行われるなどの対応がされてきました。

本日、厚生労働省より「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」(令和4年7月22日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡。以下「厚生労働省事務連絡」という。)[別添1] が各都道府県等衛生主管部(局)宛てに発出され、本日開催された第33回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(以下「分科会」という。)で、新型コロナワクチンの4回目接種について、新たに18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象とする方針が取りまとめられたことの周知がされるとともに、同部(局)における対象者の把握に当たっては、初回接種や3回目接種において医療従事者等への接種を行った場合と同様、都道府県と市町村(特別区を含む。以下同じ。)で適宜連携しつつ対応するよう、依頼がされました。

貴部(局)におかれては、厚生労働省事務連絡及び下記事項に十分に御留意の上、救急隊員等の4回目接種が速やかかつ円滑に実施されるよう、貴都道府県の衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な調整・連携を図って頂くとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知されますようお願いします。

記

1 4回目接種の対象拡大について 今般新たに規定された4回目接種の対象者は医療従事者等及び高齢者施設 等の従事者であり、医療従事者等には救急隊員等(※)が含まれること。

- ※救急隊員等:新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)の搬送に携わる
  - ①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、
  - ④消防非常備町村の役場の職員及び⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定)[別添2参照]

## 2 業務継続について

業務継続について、追加接種による副反応の影響等が想定されることから、 特に、救急業務等優先して継続すべき業務の運営に支障が生じないよう留意い ただきたいこと。

以上

## (別添資料)

- 別添1・・・「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」(令和 4年7月22日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事 務連絡)
- 別添2・・・「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 における接種対象者について」(令和3年1月15日付け消防庁 消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地 域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)

### 【問合せ先】

消防・救急課 田邉 松本 前田 TEL:03-5253-7522 救急企画室 飯田 岡澤 石田 TEL:03-5253-7529 地域防災室 村上 矢後 青野 TEL:03-5253-7561 広域応援室 奥田 二瓶 栗山 TEL:03-5253-7527

事 務 連 絡 令和4年7月22日

各 市町村特別区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に 係る予防接種の実施に関する手引き」(令和2年12月17日付け厚生労働省健康局長通知別 添。以下「自治体向け手引き」という。)等に基づき適切に御対応いただいているところ です。

本日開催された第33回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(以下「分科会」という。)では、新型コロナワクチンの4回目接種について、新たに18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象とする方針が取りまとめられました。

これを踏まえ、本日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部 を改正し、18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する4回目接 種の実施を可能としています。

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する4回目接種が速やかかつ円滑に実施されるよう、実施に当たっての留意事項を下記のとおりお知らせいたしますので、各自治体におかれては、十分に御了知いただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

#### 1. 対象拡大の範囲について

今般の通知改正により、4回目接種の対象者として、18歳以上60歳未満の「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」を規定したところであるが、分科会の議論を踏まえ、具体的には、重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者を対象とする。

対象者の把握に当たっては、初回接種や3回目接種において医療従事者等への接種を 行った場合と同様、都道府県と市町村(特別区を含む。以下同じ。)で適宜連携しつつ対 応すること。

## 2. 接種券の発行等について

接種券の発行に当たっては、「新型コロナワクチン追加接種(4回目接種)の体制確保について(その3)」(令和4年5月10日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「5月事務連絡」という。)で示した5つの方法を参考に対応することが考えられるが、これに加え、別添の参考様式を活用して、医療機関等ごとに対象者を取りまとめた上で、市町村への申請を行うこととする方法も考えられる。この点、各市町村においては、自市町村において取りまとめ申請の方法をとっていない場合であっても、他市町村に所在する医療機関等から別添の参考様式による申請があった場合には、柔軟に対応すること。

なお、やむを得ず接種券なしでの接種を実施する場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」(令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)に沿って対応すること。

# (参考) 5月事務連絡で示した5つの方法

- ①対象者の申請により接種券を発行する方法
- ②接種会場において接種券を発行する方法
- ③接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法
- ④一部の4回目接種対象者となる可能性の高い者に接種券を送付する方法
- ⑤18 歳以上 60 歳未満の3回目接種完了者全員に接種券を送付する方法

#### 3. ワクチンの供給について

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する4回目接種の実施に当たっては、基本的にはすでに配送しているファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンを使用することが考えられるが、「新型コロナワクチン追加接種(4回目接種)に使用する武田/モデルナ社ワクチンの追加配送等について」(令和4年7月15日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)で示したとおり、8月1日の週の後半及び8月8日の週の前半に武田/モデルナ社ワクチンを追加配送することも可能であるため、適宜活用を検討すること。

以上

# 別添

# 接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)【4回目接種用(代理申請)】

注1:4回目接種は、3回目接種を受けてから5か月以上経過した方のうち、60歳以上の方、基礎疾患がある18~59歳の方等が対象です。

注2:本様式は、施設や医療機関が被接種者の代理で接種券の申請を行い、当該施設や医療機関にその送付を求めるための様式です。

注3:市町村によっては、18歳以上60歳未満の3回目接種完了者全員や障害者手帳の保持者等に接種券を送付するところがあります。そのような市町村の住民については、送付される接種券をご利用ください。

			令和	年	月	日
○○市町村長宛						
	代理申請を行う施設等の名称			_		
	担当者 氏名					
		住所 〒				
		電話番号				

※ 本申請書に、施設等の指定、許可、認可等を証する書類の写しを添付してください。

# 代理して申請を行う被接種者

氏名	氏名 住民票に記載の住所 生年月日	4年月日	申請理由	対象となる理由	3回目接種
27.1		(選択)	(選択)※1	の日付※ 2	

<sup>※1</sup> 対象となる理由が②の場合、合わせてAからPを選択し、記入すること。

<sup>※2</sup> 可能な限り記載。

申請理由:①18~59歳だが、基礎疾患がある等の理由で、4回目接種を希望している

- ②接種券が届かない
- ③接種券の紛失・破損
- ④届いた接種券は、接種に使わず医師との相談(予診)のみで使用した

## 対象となる理由:

- ①60歳以上である
- ②18 歳以上 60 歳未満であるが、A~N(※)に掲げる基礎疾患があり通院/入院しているか、OかPに該当する。
  - ※ Nのうち精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院していない場合でも対象となります。
- A 慢性の呼吸器の病気
- B 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- C 慢性の腎臓病
- D 慢性の肝臓病 (肝硬変等)
- E インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- F 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- G 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- H ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- I 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 「神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- K 染色体異常
- L 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- M 睡眠時無呼吸症候群
- N 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)
- O 18 歳以上 60 歳未満であるが、BMI が 30 以上である
- P 18 歳以上 60 歳未満であるが、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた
- ③18歳以上60歳未満の医療従事者等である
- ④18歳以上60歳未満の高齢者施設等の従事者である

事 務 連 絡 令和3年1月15日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁消防·救急課 消防庁救急企画室 關防軍民保護·防災部地域防災室 滿防市国民保護·防災部広域応援室

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種 対象者について(周知)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」(令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第19回)資料)において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされているところ、今般、厚生労働省健康局健康課長より、全国の都道府県衛生主管部(局)長あて「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」(令和3年1月8日付け健健発0108第1号厚生労働省健康局健康課長通知)(別添参照。以下「1月8日付け厚生労働省通知」という。)が発出され、医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方等が示されるとともに、医療従事者等に対する接種を行う体制の構築を進めるよう依頼がなされました。

この1月8日付け厚生労働省通知においては、医療従事者等は業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うこと等の観点から、ワクチンの早期接種を行うこととされており、その具体的な範囲が別添1「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方」の別紙「医療従事者等の範囲」に示されているところですが、このうち、別紙2(3)「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲は、厚生労働省との協議により、下記のとおり整理いたしました。

つきましては、貴部(局)においては、このことについて十分に御留意の上、貴都 道府県の衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくと ともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知されますようお願いします。

記

- ○「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲 新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注)を含む。)の搬送に携わる、
  - ①救急隊員
  - ②救急隊員と連携して出動する警防要員
  - ③都道府県航空消防隊員
  - ④消防非常備町村の役場の職員
  - ⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員 を想定)

注:疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうかわからない患者を含む。

以上

# 【問合せ先】

②・④について	消防・救急課	阿部	永峯		TEL	03-5253-7522	(直通)
①について	救急企画室	小塩	増田		TEL	03-5253-7529	(直通)
⑤について	地域防災室	葛城	鈴木	伊藤	TEL	03-5253-7561	(直通)
③ について	広域応援室	中道	長尾		TEL	03-5253-7527	(直通)

健健発 0108 第1号 令 和 3年 1月 8日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長 (公印省略)

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知)において、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き(初版)」が示されたところです。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」(令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第19回)資料)において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされているところ、接種体制構築が円滑に進むよう、別添のとおり基本的な考え方と体制構築の標準的な進め方をお示ししますので、医療従事者等に対する接種を行う体制の構築を進めるようお願いいたします。

また、別添1及び別添3から別添5までについて、体制構築の基本的な考え方及び体制整備の標準的な進め方として、管内の市区町村及び関係団体に御連絡いただくようお願いします。

なお、医療関係団体等に対しましても、この取扱につき、協力依頼を行っておりますこと を申し添えます。

#### (添付資料について)

- 別添1 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方
- 別添2 都道府県における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添3 市区町村における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添4 医療関係団体における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添5 医療機関における医療従事者等への接種体制の構築

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方

※1. (3)に示す事項はファイザー社のワクチンを念頭に置いているため、他社のワクチンを念頭に医療従事者等への接種体制を構築する必要が生じた場合は、別途考え方等をお示しする。

### 1. 医療従事者等への接種の枠組み

#### (1) 実施主体等

- 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、医療従事者等以外の 者への接種と同様に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施主体となり、市町村 と予防接種の実施に係る集合契約を締結した医療機関等において実施される。
- また、国が用意するワクチン接種円滑化システム(以下「V-SYS」という。)を 用いること、住所地外接種に係る接種費用の請求・支払は医療機関等所在地の国民健康 保険団体連合会を通じて行うことなど、基本的な枠組みは、医療従事者等以外の者への 接種と同様である。

# (2) 対象者

○ 接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲は、別紙のとおりである。

# (3)接種場所

- 全国で1500か所の施設に2月末までにディープフリーザーを配置することとして おり、その配置先を「基本型接種施設」として当該施設において接種を実施するほか、 基本型接種施設の近隣に所在し、当該基本型接種施設から冷蔵でワクチンの移送を受け る「連携型接種施設」において接種を実施することとする。
- 基本型接種施設及び連携型接種施設の医療従事者等は自施設で接種を受けることとなるが、これらの施設以外の医療機関等の医療従事者等については、医療関係団体や都道府県・市町村を通じて接種場所(基本型接種施設又は連携型接種施設)の確保等を行うこととなる(概要は2.を参照のこと。)。
- 基本型接種施設、連携型接種施設に求められる主な役割等は、具体的には以下のとおりである。
  - ①基本型接種施設(ディープフリーザーを設置する接種施設)
    - ・1,000人超の医療従事者等に対して接種を実施することが予定され、かつ、基本型接種施設となることを希望する医療機関等は、都道府県にその意向を申し出て、都道府県が配置施設の調整を行う(この調整の結果により、基本型接種施設が確定する。)。なお、予防接種の実施に係る集合契約に加入している必要がある。
    - ・都道府県が行う基本型接種施設と連携型接種施設のマッチング等のため、自施設の 医療従事者等に係る接種予定数について都道府県に報告を行う。
    - ・基本型接種施設は、自施設の接種予定者数のほか、連携型接種施設から申告を受けたワクチン数や地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数を確認し、V-SYSを通じてワクチンを必要数オーダーし、連携型接種施設分等も含めてワクチンを受け取る。
    - 受け取ったワクチンは、ディープフリーザーで保管する。

- ・ディープフリーザーに保管したワクチンは、自施設での接種に用いるとともに、基本型接種施設又は連携型接種施設のいずれかが連携型接種施設に移送する。移送方法については、追ってお示しする「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」(仮称)を参照する。
- ・連携型接種施設に移送したワクチンについて移送先、移送先ごとの移送ワクチン数を記録する台帳を整備する。

## ②連携型接種施設(基本型接種施設からワクチンを移送して接種する接種施設)

- ・当該医療機関等の医療従事者等の数が原則として概ね100人以上であり、かつ、連携型接種施設となることを希望する医療機関等は、都道府県にその意向を申し出る。なお、予防接種の実施に係る集合契約に加入している必要がある。
- ・都道府県が行う基本型接種施設と連携型接種施設のマッチング等のため、自施設の 医療従事者等に係る接種予定者数について都道府県に報告を行う。
- ・自施設の接種予定者数に加え、地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数も考慮して接種に必要となるワクチン数を基本型接種施設に申告し、ワクチンを移送して接種する(連携型接種施設は自らV-SYSによりワクチンのオーダーを行わないが、基本型接種施設からワクチンを移送する前提として、必要な情報をV-SYSに入力する。)。
- ・連携型接種施設は、基本型接種施設から移送したワクチンを冷蔵で保管し、決められた期間内にできるだけすべてのワクチンを使用する。
- 都道府県、市町村又は医療関係団体が設置する接種会場についても、求められる役割 を果たすことができることを前提に、基本型接種施設又は連携型接種施設のいずれかの 類型として接種を実施することとなる。

都道府県、市町村又は医療関係団体が接種会場を設ける場合の手続き等については「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(初版を令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添で提示)を参照すること。なお、都道府県及び医療関係団体が接種会場を設ける場合の接種費用の請求・支払いについては、医療機関等が接種を行った場合の処理に準じること(住民を対象に市町村が自ら会場を設けた場合の費用請求・支払い処理とは異なるので注意すること。)。

#### (4)接種の大まかな流れ

- ・接種予定者に対し、クーポン券付き予診票を発行(基本型・連携型接種施設の医療従事者等については自施設で準備。その他の医療機関等の医療従事者等については医療関係 団体、都道府県・市町村等が発行)
- ・接種予定数を踏まえ、基本型接種施設がV-SYSにワクチン必要数を登録
- ・国、都道府県及び医療機関等が連携してワクチン割り当て量を決定。具体的には、①国は都道府県の割り当て量を調整し、②都道府県は医療機関等の割り当て量を調整
  - ※V-SYSの利用方法については、追ってお示しする。また、ワクチン等の割り当 てについては、都道府県は地域の医療関係団体等と連携して、割り当ての方針の検 討及び調整を行う。
- ・基本型接種施設はワクチン納入予定数や予定日をV-SYSで確認。必要に応じて連携型設置施設に連絡
- ・基本型接種施設はワクチンの納入後速やかにディープフリーザーで保管。必要に応じて 連携型接種施設に冷蔵でワクチンを移送
- ・基本型・連携型接種施設は具体的な接種日や時間枠ごとの接種予定者数を決定し、自施設の接種予定者に伝達(その他の医療機関等に係る接種日時・予定者数についてはとりまとめ主体に伝達)

- ・接種を実施
- ・基本型・連携型接種施設はV-SYSを通じて接種者数等の報告を行うとともに市区町 村又は国民健康保険連合会に費用請求書を送付

## 2. 体制構築に向けた準備の概略

- (1) 基本的な考え方
- 医療従事者等の範囲には、病院や診療所の職員だけでなく、保健所職員、救急隊員等の地方自治体職員や、自衛隊職員、検疫所職員等の国の機関の職員も含まれ、広域的視点に基づく対応が求められるため、医療従事者等への接種体制の構築は、都道府県が中心となって行うこととなる。
- 具体的には、都道府県は市町村や医療関係団体等の関係機関と連携して、「接種施設の確保」と「接種対象者の特定」の大きく2つの作業を行う必要である。 なお、医療従事者等への接種の体制は関係者が連携して構築するものであることから、関係者はお互いの業務についても十分理解している必要がある。

## (2) 関係者の役割、関係者間の関係の構築

- 都道府県は、接種体制構築の中心的存在として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院団体等の地域の医療関係団体や、市町村、国の機関等と協力的な関係を構築する。また、各関係者・関係機関から接種予定者数等をとりまとめ、基本型接種施設と連携型接種施設のマッチング等の調整を行う。
- 市町村、医療関係団体は自らが担う役割や、最終的な目標、スケジュール等を都道府 県と確認するとともに、今後の体制構築の進め方について出来るだけ早期に認識を共有 する。

このほか、関係者が接種体制構築に向けて担う役割は概ね以下のとおりである。

	担当する医療従事者等 の範囲	担当する事務			
団体等		接種場所の 確保	接種予定者数 の把握	接種予定者リストの 作成、予診票の準備	
医師会	診療所等の医療従事者等	0	0	0	
歯科医師会	歯科診療所の医療従事者等	0	0	0	
薬剤師会	薬局の医療従事者等	0	0	0	
医師会又は 病院団体	自施設で接種を行わない病 院の医療従事者等	0	0	0	
市町村	市町村職員(救急隊員等)	都道府県が 行う	○ (都道府県に 伝達)	0	
国の機関	国の機関の職員 (自衛隊や検疫所職員等)	都道府県が 行う	○ (都道府県に 伝達)	0	

都道府県	都道府県職員(保健所職員	0	0	0
	等)			(都道府県職員分の
	市町村職員			み)
	国の機関の職員			

- 〇:自ら行う
- (注) 医療関係団体に属さない医療機関の医療従事者等について関係団体における対応が困難 な場合には、都道府県で関係団体と連携しつつ希望者の受付を行う等の対応を行う。
- (3) 医療従事者等への接種に関する計画の策定
- 都道府県は、接種体制構築の全体像を把握し、進捗を管理するため、接種体制構築の計画書を作成する。計画書には、医療従事者等への接種を行う都道府県内のすべての接種会場の情報、医療関係団体等ごとの接種先の情報、基本型接種施設と連携型接種施設との対応関係の情報等が含まれる。
- 計画書の全部又は一部を都道府県と関係者で共有することで、関係者間の情報共有に も活用できる。計画書の原本は都道府県が管理し、国にも共有する。

# 医療従事者等の範囲

注:医療従事者等の具体的な範囲については現在パブリックコメント中の「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」において示されるものであり、以下は当該パブリックコメントを踏まえて検討途上のものを体制構築の参考となるよう示したものであるため、今後変更される可能性があることに注意すること。

#### 1. 医療従事者等の範囲の考え方

医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を定める。

- ・ 業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する 業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
- ・ 従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であること(注1)
- (注1:ワクチンの基本的な性能として発症予防・重症化予防が想定され、感染予防の効果を期待するものではないことから、患者への感染予防を目的として医療従事者等に接種するものではないことに留意(医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない)。

#### 2. 医療従事者等の具体的な範囲

医療従事者等には、以下の対象者が含まれる見込みである(1月頃の新型コロナウイルス感染症対策分科会で決定される予定である)。

(1) 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注2)を含む。 以下同じ。) に頻繁に接する機会のある医師その他の職員。

#### (対象者に関する留意点)

- ※診療科、職種は限定しない(歯科も含まれる。)。
- ※委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。

#### (対象者を取りまとめる主体)

- ・ 医療関係団体が取りまとめを行う。
  - ※概ね従事者100人以上で、自ら接種を行う施設は施設ごとに取りまとめる。
- (2)薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員(登録販売者を含む。)。

#### (対象者に関する留意点)

※当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬 局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。

## (対象者を取りまとめる主体)

- ・ 関係団体が取りまとめを行う。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員。

## (対象者を取りまとめる主体)

- ・ 都道府県が取りまとめを行う。
  - ※国関係機関は、都道府県単位で接種対象者のリストを作成し都道府県に提出する。
  - ※矯正施設内の医療従事者も都道府県が取りまとめを行う。
- (4) 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症 患者に頻繁に接する業務を行う者。

#### (対象者に関する留意点)

- ※以下のような業務に従事する者が想定される。
- 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等
- (例) 保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体 採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者。
- ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者
- (例) 宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する 業務を行う者。
- ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者

## (対象者を取りまとめる主体)

- ・ 都道府県が取りまとめを行う。
- 注2:疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうかわからない患者を含む。

#### 都道府県における医療従事者等への接種体制の構築

- ※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。
- ※<< >>内に書かれている日付は、作業の期限を表す。
- ※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう異なる日付を設定することも可能。

# I. 医療従事者等接種に関する計画書の作成【様式】

- 都道府県は、接種体制構築の全体像を把握し、進捗を管理するため、接種体制構築の計画書を作成する。計画書には、医療従事者等への接種を行う都道府県内のすべての接種会場の情報、医療関係団体等ごとの接種先の情報、基本型接種施設と連携型接種施設との対応関係の情報等が含まれる。
- 当該計画書の様式は、関係者から都道府県への報告に活用することも想定できる。また、計画書の全部又は一部を都道府県と関係者で共有することで、関係者間の情報共有にも活用できる。計画書の原本は都道府県が管理し、国にも共有する。都道府県が国に計画書を共有するタイミングは以下の2つを目途とする。

#### <<2月1日>>

・とりまとめ医療関係団体等ごとの接種先及び接種予定者数の情報(暫定版)

【様式1-1】

・基本型接種施設、連携型接種施設についての情報【様式1-2】

#### <<2月17日>>

・とりまとめ医療関係団体等ごとの接種先及び接種予定者数の情報(確定版)

【様式1-1】

・基本型接種施設と連携型接種施設との対応関係【様式1-2】

#### Ⅱ. 医療従事者等接種に向けた具体的な作業と期限

1. ディープフリーザーの配置の調整 (=基本型接種施設の決定)

<<1月28日まで>>【様式1-2】

- ディープフリーザーの割当については、「超低温冷凍庫(-75°C対応ディープフリーザー)の割り当て等について」(令和2年12月28日付け健健発1228第2号)において、割り当て台数等をお示ししたところであり、このうち2月設置分のディープフリーザーを用いて、医療従事者等への接種体制を構築する。
- ディープフリーザーは、二次医療圏に最低1台が配置されることを基本とし、さらに概ね人口15万人に対して1台以上が配置されるようにする。なお、都道府県内における調整の結果として、人口が少ない二次医療圏についてはディープフリーザーが1台も配置されないことも想定される。ディープフリーザーの配置先は基本型接種施設となり、当該施設にまずワクチンが配分される。また、当該施設と紐付けられた連携型接種施設に対しては、当該基本型接種施設からワクチンを移送することとなる。
- 都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、医療機関等から、基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する旨の意向を受け付ける(意向申告の締切は遅くとも1月22日までとする)。

次に、都道府県が、上記の配置に係る考え方及び医療機関の意向も踏まえ、自らに割り当てられたディープフリーザーの配置先を決定する。この決定を踏まえながら、ディープフリーザーを割り当てられた市町村は、医療機関の意向も踏まえ、市町村内のディープフリーザーの配置について、都道府県と協議しながら決定する。

○ ディープフリーザーの配置先に関する情報については、とりまとめ医療関係団体等がそれぞれ担当する医療従事者等の接種体制を検討するにあたり必要な情報であることから、 適宜関係者間で共有する。その際には、I.の計画書の様式1-2を活用することもできる。

# 2. 自治体職員等の接種予定者数の把握【1月22日まで】【様式2】

○ 都道府県は、医療従事者等として接種を受ける職員の予定数を把握する。また、市町村が把握した医療従事者等として接種を受ける市町村職員の予定数について、市町村から報告を受ける。同様に、当該都道府県内の国の機関が把握した当該機関の職員の予定数についても、当該国の機関から報告を受ける。報告には別添の様式2を活用する。

## 3. 自治体職員等の接種場所の確保【1月28日まで】【様式1-1】

- 都道府県は、2. で把握した予定者数をもとに、1. のディープフリーザーの配置先の調整の結果も踏まえ、医療従事者等である自治体職員等が接種を受ける施設を確保する。この際、接種場所を基本型接種施設の中から選定することも考えられるが、連携型接種施設を確保したり、自ら接種会場を設けたりすることも想定される。この時点で、都道府県は、確保した接種場所(基本型接種施設を含む)について、当該接種施設の接種予定者数の情報も併せて収集する。
- 都道府県は、確保した接種場所を各市町村及び国の機関に割り当て、割り当ての結果を 伝達する(様式 1-1 を活用)。

#### 4. 連携型接種施設の把握【2月3日まで】【様式1-1】

○ 都道府県は、基本型接種施設からワクチンの配分を受けて自施設の医療従事者等に接種 を行う連携型接種施設及びとりまとめ医療関係団体等が接種場所として確保した連携型接 種施設に関する情報を受ける。

具体的には、都道府県は、接種場所の名称、当該接種場所が引き受ける医療機関等の名称、引き受け予定人数、自施設の接種予定者数についての情報を把握する。とりまとめ医療関係団体等は、これらの情報を医療従事者等への接種に関する計画書様式の該当欄に記入し、都道府県に提出する。

# 5. 基本型接種施設と連携型接種施設とのマッチング【2月10日まで】【様式1-2】

- 都道府県は、基本型接種施設及び連携型接種施設のリストをもとに、どの基本型接種施設が、どの連携型接種施設にワクチンを移送するかについての対応関係を整理する。その際、接種施設の地理的な分布、基本型接種施設及び連携型接種施設の接種予定人数、その他地域の実情を考慮する。
- マッチングの結果は、とりまとめ医療関係団体等及び当該医療機関等の関係者と共有する。なお、とりまとめ医療関係団体等があらかじめ対応関係を調整している場合は、都道府県が改めて調整し直す必要はない。

#### 6. 自治体職員等の接種場所と接種人数の確定【2月15日まで】【様式1-1】

○ 都道府県は、都道府県及び国の機関の職員について、2. で把握した予定者数を確定させるとともに、3. で確保した接種場所ごとの接種予定者数も確定させる。接種場所ごとの接種予定者数を各接種場所に伝達するとともに、当該情報を計画書に記載する。

### 7. 接種予定者リストの作成【2月15日頃まで】【様式】、及び予診票の準備、配布

- 都道府県は、接種予定者である都道府県職員のリストを作成する。リストの様式については、別途お示しするが、リストには、氏名、住民票に記載されている住所、生年月日等の情報を記入する。
- 作成したリストをワクチン接種円滑化システムに入力すると、医療従事者等のための特別な様式の予診票が電子媒体で出力される。予診票にはリストに記入した氏名等があらかじめ記載されている。都道府県は電子媒体を印刷し、接種対象者に配布する。
- 都道府県は、国の機関から接種対象者のリストを受け取り、同様に予診票を準備して、 当該機関に送付する。この場合、都道府県から国の機関に電子媒体の予診票を送付するこ とが基本となると想定される。

#### 8. 接種予定者への接種日時の伝達等【決まり次第】

- 各接種場所へのワクチンの配分の日程と接種場所の体制が決まることで、接種日時及び 接種可能な人数も決定される。
- 都道府県は、都道府県職員の接種場所となる接種施設と、接種日時及び予定者数について調整する。調整の結果を都道府県の各保健所等の接種対象者が所属している部署に伝達し、各部署は、具体的にいつ誰が接種を受けるかを部署内で調整する。

接種日時と予定者数に関する部署をまたがる調整を可能とするため、各部署での調整の結果は、都道府県内で集約されることが望ましい。また、ワクチンの解凍等の準備に影響するため、接種場所に対しては、接種を受ける最終的な接種予定者の人数を、接種日の前日までに伝達する。

#### 市町村における医療従事者等への接種体制の構築

- ※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。
- ※<< >>内に書かれている日付は、作業の期限を表す。
- ※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよ う異なる日付を設定することも可能。また、都道府県への報告等について、当該都道府県が 異なる日付を設定した場合は、当該日付によること。

# 1. ディープフリーザーの配置の調整 (=基本型接種施設の決定) <<1月28日まで>>

- ディープフリーザーの割当については、「超低温冷凍庫(-75° C対応ディープフリーザー)の割り当て等について」(令和2年12月28日付け健健発1228第2号)において、割り当て台数等をお示ししたところであり、このうち2月設置分のディープフリーザーを用いて、医療従事者等への接種体制を構築する。
- ディープフリーザーは、二次医療圏に最低1台が配置されることを基本とし、さらに概ね人口15万人に対して1台以上が配置されるようにする。なお、都道府県内における調整の結果として、人口が少ない二次医療圏についてはディープフリーザーが1台も配置されないことも想定される。ディープフリーザーの配置先は、基本型接種施設となり、当該施設にまずワクチンが配分される。また、当該施設と紐付けられた連携型接種施設に対しては、当該基本型接種施設からワクチンを移送することとなる。
- 都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、医療機関等から、基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する旨の意向を受け付ける(意向申告の締切は遅くとも1月22日までとする)。

次に、都道府県が、上記の配置に係る考え方及び医療機関の意向も踏まえ、自らに割り当てられたディープフリーザーの配置先を決定する。この決定を踏まえながら、ディープフリーザーを割り当てられた市町村は、医療機関の意向も踏まえ、市町村内のディープフリーザーの配置について、都道府県と協議しながら決定する。

○ ディープフリーザーの配置先に関する情報については、とりまとめ医療関係団体等がそれぞれ担当する医療従事者等の接種体制を検討するにあたり必要な情報であることから、 適宜関係者間で共有する。 その際には、都道府県が作成する計画書の様式1-2を活用することもできる。

# 2. 自治体職員等の接種予定者数の把握【1月22日まで】【様式】

○ 市町村は、医療従事者等として接種を受ける職員の予定数を把握し、都道府県に報告する。報告には別添の様式2を活用する。

#### 3. 自治体職員等の接種場所の確保【1月28日まで】

- 都道府県は、2. で把握した予定者数をもとに、1. のディープフリーザーの配置先の調整の結果も踏まえ、医療従事者等である自治体職員等が接種を受ける施設を確保する。この際、接種場所を基本型接種施設の中から選定することも考えられるが、連携型接種施設を確保したり、自ら接種会場を設けたりすることも想定される。
- 都道府県は、確保した接種場所を各市町村に割り当て、市町村は、都道府県から割り当 ての結果について伝達を受ける。

#### 4. 基本型接種施設と連携型接種施設とのマッチング【2月10日まで】

○ 都道府県は、基本型接種施設及び連携型接種施設のリストをもとに、どの基本型接種施設が、どの連携型接種施設にワクチンを移送するかについての対応関係を整理する。その際、接種施設の地理的な分布、基本型接種施設及び連携型接種施設の接種予定人数、その他地域の実情を考慮する。

市町村は、上記マッチングの結果について、都道府県から情報共有を受ける。

## 5. 市町村職員の接種場所と接種予定者数の確定【2月15日まで】【様式1-1】

○ 市町村は、2. で把握した予定者数を確定させるとともに、3. の接種場所ごとの接種 予定者数も確定させる。接種予定者数を接種場所に伝達するとともに、当該情報を計画書 の様式に記載し、都道府県に報告する。

### 6. 接種予定者リストの作成【2月15日頃まで】【様式】、予診票の準備、配布

- 市町村は、接種予定者である市町村職員のリストを作成する。リストの様式について は、別途お示しするが、リストには、氏名、住民票に記載されている住所、生年月日等の 情報を記入する。
- 作成したリストをワクチン接種円滑化システムに入力すると、医療従事者等のための特別な様式の予診票が電子媒体で出力される。予診票にはリストに記入した氏名等が予め記載されている。市町村は予診票を印刷し、接種対象者に配布する。

#### 7. 接種予定者への接種日時の伝達【決まり次第】

- 各接種場所へのワクチンの配分の日程と接種場所の体制が決まることで、接種日時及び 接種可能な人数も決定される。
- 市町村は、職員の接種場所となる接種施設と、接種日時及び予定者数について調整する。調整の結果を接種対象者が所属している部署に伝達し、各部署は、具体的にいつ誰が接種を受けるかを部署内で調整する。

接種日時と予定者数に関する部署をまたがる調整を可能とするため、各部署での調整の結果は、市町村内で集約されることが望ましい。また、ワクチンの解凍等の準備に影響するため、接種場所に対しては、接種日の前日までに、最終的な接種予定者の人数を伝達する。

#### 医療関係団体における医療従事者等への接種体制の構築(医療関係団体)

- ※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。
- ※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう自治体が異なる日付を設定する場合もあるので、その場合は当該自治体が設定した日付によること。

## 1. 加入医療機関等における接種予定者数等の把握【1月22日まで】【様式2】

○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院団体等の地域の医療関係団体(以下「医療関係団体」という。)は、自団体に加入する医療機関等であって基本型接種施設又は連携型接種施設として自施設において接種を行わないもの、及び当該医療機関等の医療従事者等として接種を受ける予定の者の数を把握する。

## 2. 接種場所の確保【1月28日まで】

- 医療関係団体は、1. で把握した予定者数をもとに、都道府県及び市町村により調整されたディープフリーザーの配置先も踏まえ、自団体の医療従事者等が接種を受ける接種施設を確保する。この際、接種場所を基本型接種施設の中から選定することも考えられるが、独自に連携型接種施設を確保したり、自ら接種会場を設けたりすることも想定される。なお、当該連携型接種施設へどの管理型接種施設からワクチンの移送をするかについては、最終的に都道府県において広域的な視点から調整を行うため、この時点では決まっている必要はない。
- 医療関係団体は、接種予定者の施設所在地等に応じ、接種場所ごとの接種人数を計画する。

## 3. 接種場所情報等の都道府県への報告【2月3日まで】【様式1-1】

○ 医療関係団体は、確保した接種場所についての情報を都道府県に報告する。 具体的には、医療関係団体は、接種場所の名称、当該接種場所が引き受ける医療機関等の 情報、引き受け予定人数についての情報を様式1-1に記入し、都道府県に報告する。な お、当該接種場所が連携型接種施設である場合、どの基本型接種施設からワクチンを移送 をするかについては、最終的に都道府県において広域的な視点から調整を行うため、この 時点では決まっている必要はない。

### 4. 接種場所と接種人数の確定【様式1-1】

- 医療関係団体は、接種場所ごとの接種予定者数を各接種場所に伝達する。この情報は、接種場所となる医療機関等がワクチンの必要量をワクチン接種円滑化システムに登録するために必要となる。医療関係団体は、当該情報を計画書の様式に記載し、都道府県にも報告する。
- 5. 接種予定者リストのとりまとめ【2月25日頃まで】【様式】、予診票の準備、配布
- 医療関係団体は、接種予定者である医療従事者等のリストを原則として電子ファイルで 自団体の各医療機関に作成させ、これをとりまとめる。様式については別途お示しする が、リストには、氏名、住民票に記載されている住所、生年月日等の情報を記入する。
- とりまとめたリストをワクチン接種円滑化システムに入力すると、医療従事者等のため の特別な様式の予診票が電子媒体で出力される。予診票にはリストに記入した氏名等があ

らかじめ記載されている。医療関係団体は当該予診票を、各医療機関を通じて対象者に配 布する。

#### 6. 対象者への案内

- 各接種場所へのワクチンの配分の日程と接種場所の体制が決まることで、接種日時及び 接種可能な人数も決まる。
- ワクチンの解凍等の準備に影響するため、接種場所に対しては、接種を受ける最終的な 接種予定者の人数を、接種日の前日までに伝達する必要がある。

- ※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。
- ※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう自治体が異なる日付を設定する場合もあるので、その場合は当該自治体が設定した日付によること。

#### 1. 接種施設として接種を行う意向の都道府県・市町村への申告等

【遅くとも1月22日まで】

- (1) 基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する場合
- ディープフリーザーについては、都道府県・市町村(特別区を含む。以下同じ。)が配置調整を行うことから、自治体が設ける締切(遅くとも1月22日)までに、基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する旨の意向を伝えること。ディープフリーザーの配置を受けられるか否かは遅くとも1月28日までに自治体から伝えられる。なお、基本型接種施設は、当該接種施設において1000人超に接種することが求められることに留意すること。
- ディープフリーザーの割当については、「超低温冷凍庫(-75° C対応ディープフリーザー)の割り当て等について」(令和2年12月28日付け健健発1228第2号)において、割り当て台数等をお示ししたところであり、このうち2月設置分のディープフリーザーを用いて、医療従事者等への接種体制を構築する。
- ディープフリーザーは、二次医療圏に最低1台が配置されることを基本とし、さらに 概ね人口15万人に対して1台以上が配置されるようにする。なお、都道府県内における 調整の結果として、人口が少ない二次医療圏についてはディープフリーザーが1台も配置されないことも想定される。
- (2) 連携型接種施設となることを希望する場合
- 連携型接種施設として接種を行うことを希望する医療機関については、都道府県が設ける締切(遅くとも1月22日)までに連携型接種施設として接種する意向を伝えること。

なお、連携型接種施設の対象となる医療機関は、当該医療機関の医療従事者等の数が 原則として概ね100人以上であることに留意すること。

#### 2. 接種を実施可能にするための手続き

- (1)集合契約への参加(委任状の提出)【原則として1月中】
- 基本型接種施設及び連携型接種施設については、ワクチン接種契約受付システムを用い、原則として1月中に、郡市区医師会又は取りまとめの病院団体等に委任状を提出すること。なお、委任状の提出開始時期については追ってお示しする。
- (2) V-SYSへの初期登録【V-SYS稼働後速やかに】
- 基本型接種施設及び連携型接種施設については、委任状提出時に登録したメールアドレス宛にワクチン接種円滑化システム(以下「V-SYS」という。)のIDとパスワードが送付される。V-SYSの初期登録ができないとワクチンの分配が受けられないため、V-SYS稼働後速やかに、V-SYSの初期登録を行うこと。

#### 3. 接種予定者の把握及び予診票の作成

(1) 自施設の接種予定者数の把握

【基本型及び連携型接種施設は遅くとも1月29日まで】 【その他の医療機関等は遅くとも1月22日まで】

- 全ての医療機関は、自施設に勤務する医療従事者等のうち、接種を予定する者の数を 把握した上、
  - ・基本型接種施設及び連携型接種施設については、都道府県が設定する締切(遅くとも 1月29日)までに都道府県に報告し、
  - ・それ以外の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が設ける締切(遅くとも1月22日)までにとりまとめ医療関係団体等に報告すること。
- (2) 自施設の接種予定者リストの作成

【基本型及び連携型接種施設は2月22日まで】 【その他の医療機関等は2月25日頃まで】

- 全ての医療機関は、接種券付き予診票を発行するために、接種予定者リストを作成する必要があるため、
  - ・基本型接種施設及び連携型接種施設については、2月22日までに接種予定者リストを 作成し、
  - ・その他の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が設ける締切(2月25日頃)までに接種予定者リストを作成し、とりまとめ医療関係団体等に提出すること。
- (3)接種券付き予診票の発行【予診票様式が確定後速やかに】
- 医療従事者等への接種は接種券付き予診票を費用請求等に用いるため、
  - ・基本型及び連携型接種施設については、予診票様式が確定後速やかにV-SYSを用いて 自施設の医療従事者等の接種券付き予診票を発行し、接種予定者に配布し、
  - ・その他の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が接種付き予診票を発 行・当該医療機関等に送付し、当該医療機関等が接種予定者に配布すること。

#### 4. ワクチンの分配、接種対応及び請求事務等

- 基本型接種施設は連携型接種施設でワクチンの必要量を把握し、連携型接種施設の必要量を含めたワクチンの必要量をV-SYSに登録することになる。また、基本型接種施設へのワクチン配送予定量および予定日が判明したら、連携型接種施設に連絡することになる。
- 基本型及び連携型接種施設におけるワクチンの分配、接種対応及び請求事務等については、追ってお示しする「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」(仮称)を参照すること。

事 務 連 絡 令和3年1月15日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁消防・救急課 消防庁救急企画室 消防庁国民保護・防災部地域防災室 消防庁国民保護・防災部広域応援室

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種 対象者について(周知)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」(令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第19回)資料)において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされているところ、今般、厚生労働省健康局健康課長より、全国の都道府県衛生主管部(局)長あて「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」(令和3年1月8日付け健健発0108第1号厚生労働省健康局健康課長通知)(別添参照。以下「1月8日付け厚生労働省通知」という。)が発出され、医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方等が示されるとともに、医療従事者等に対する接種を行う体制の構築を進めるよう依頼がなされました。

この1月8日付け厚生労働省通知においては、医療従事者等は業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うこと等の観点から、ワクチンの早期接種を行うこととされており、その具体的な範囲が別添1「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方」の別紙「医療従事者等の範囲」に示されているところですが、このうち、別紙2(3)「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲は、厚生労働省との協議により、下記のとおり整理いたしました。

つきましては、貴部(局)においては、このことについて十分に御留意の上、貴都 道府県の衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくと ともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知されますようお願いします。

記

- ○「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲 新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注)を含む。)の搬送に携わる、
  - ①救急隊員
  - ②救急隊員と連携して出動する警防要員
  - ③都道府県航空消防隊員
  - ④消防非常備町村の役場の職員
  - ⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員 を想定)

注:疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうかわからない患者を含む。

以上

#### 【問合せ先】

1. 4 m - 7 m a							
②・④について	消防・救急課	阿部	永峯		TEL	03-5253-7522	(直通)
①について	救急企画室	小塩	増田		TEL	03-5253-7529	(直通)
⑤について	地域防災室	葛城	鈴木	伊藤	TEL	03-5253-7561	(直通)
③ について	広域応援室	中道	長尾		TEL	03-5253-7527	(直通)

健健発 0108 第1号 令 和 3年 1月 8日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長 (公印省略)

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知)において、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き(初版)」が示されたところです。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」(令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第19回)資料)において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされているところ、接種体制構築が円滑に進むよう、別添のとおり基本的な考え方と体制構築の標準的な進め方をお示ししますので、医療従事者等に対する接種を行う体制の構築を進めるようお願いいたします。

また、別添1及び別添3から別添5までについて、体制構築の基本的な考え方及び体制整備の標準的な進め方として、管内の市区町村及び関係団体に御連絡いただくようお願いします。

なお、医療関係団体等に対しましても、この取扱につき、協力依頼を行っておりますこと を申し添えます。

#### (添付資料について)

- 別添1 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方
- 別添2 都道府県における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添3 市区町村における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添4 医療関係団体における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添5 医療機関における医療従事者等への接種体制の構築

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方

※1. (3)に示す事項はファイザー社のワクチンを念頭に置いているため、他社のワクチンを念頭に医療従事者等への接種体制を構築する必要が生じた場合は、別途考え方等をお示しする。

#### 1. 医療従事者等への接種の枠組み

#### (1) 実施主体等

- 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、医療従事者等以外の 者への接種と同様に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施主体となり、市町村 と予防接種の実施に係る集合契約を締結した医療機関等において実施される。
- また、国が用意するワクチン接種円滑化システム(以下「V-SYS」という。)を 用いること、住所地外接種に係る接種費用の請求・支払は医療機関等所在地の国民健康 保険団体連合会を通じて行うことなど、基本的な枠組みは、医療従事者等以外の者への 接種と同様である。

#### (2) 対象者

○ 接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲は、別紙のとおりである。

#### (3)接種場所

- 全国で1500か所の施設に2月末までにディープフリーザーを配置することとして おり、その配置先を「基本型接種施設」として当該施設において接種を実施するほか、 基本型接種施設の近隣に所在し、当該基本型接種施設から冷蔵でワクチンの移送を受け る「連携型接種施設」において接種を実施することとする。
- 基本型接種施設及び連携型接種施設の医療従事者等は自施設で接種を受けることとなるが、これらの施設以外の医療機関等の医療従事者等については、医療関係団体や都道府県・市町村を通じて接種場所(基本型接種施設又は連携型接種施設)の確保等を行うこととなる(概要は2.を参照のこと。)。
- 基本型接種施設、連携型接種施設に求められる主な役割等は、具体的には以下のとおりである。
  - ①基本型接種施設(ディープフリーザーを設置する接種施設)
    - ・1,000人超の医療従事者等に対して接種を実施することが予定され、かつ、基本型接種施設となることを希望する医療機関等は、都道府県にその意向を申し出て、都道府県が配置施設の調整を行う(この調整の結果により、基本型接種施設が確定する。)。なお、予防接種の実施に係る集合契約に加入している必要がある。
    - ・都道府県が行う基本型接種施設と連携型接種施設のマッチング等のため、自施設の 医療従事者等に係る接種予定数について都道府県に報告を行う。
    - ・基本型接種施設は、自施設の接種予定者数のほか、連携型接種施設から申告を受けたワクチン数や地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数を確認し、V-SYSを通じてワクチンを必要数オーダーし、連携型接種施設分等も含めてワクチンを受け取る。
    - 受け取ったワクチンは、ディープフリーザーで保管する。

- ・ディープフリーザーに保管したワクチンは、自施設での接種に用いるとともに、基本型接種施設又は連携型接種施設のいずれかが連携型接種施設に移送する。移送方法については、追ってお示しする「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」(仮称)を参照する。
- ・連携型接種施設に移送したワクチンについて移送先、移送先ごとの移送ワクチン数を記録する台帳を整備する。

#### ②連携型接種施設(基本型接種施設からワクチンを移送して接種する接種施設)

- ・当該医療機関等の医療従事者等の数が原則として概ね100人以上であり、かつ、連携型接種施設となることを希望する医療機関等は、都道府県にその意向を申し出る。なお、予防接種の実施に係る集合契約に加入している必要がある。
- ・都道府県が行う基本型接種施設と連携型接種施設のマッチング等のため、自施設の 医療従事者等に係る接種予定者数について都道府県に報告を行う。
- ・自施設の接種予定者数に加え、地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数も考慮して接種に必要となるワクチン数を基本型接種施設に申告し、ワクチンを移送して接種する(連携型接種施設は自らV-SYSによりワクチンのオーダーを行わないが、基本型接種施設からワクチンを移送する前提として、必要な情報をV-SYSに入力する。)。
- ・連携型接種施設は、基本型接種施設から移送したワクチンを冷蔵で保管し、決められた期間内にできるだけすべてのワクチンを使用する。
- 都道府県、市町村又は医療関係団体が設置する接種会場についても、求められる役割 を果たすことができることを前提に、基本型接種施設又は連携型接種施設のいずれかの 類型として接種を実施することとなる。

都道府県、市町村又は医療関係団体が接種会場を設ける場合の手続き等については「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(初版を令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添で提示)を参照すること。なお、都道府県及び医療関係団体が接種会場を設ける場合の接種費用の請求・支払いについては、医療機関等が接種を行った場合の処理に準じること(住民を対象に市町村が自ら会場を設けた場合の費用請求・支払い処理とは異なるので注意すること。)。

#### (4)接種の大まかな流れ

- ・接種予定者に対し、クーポン券付き予診票を発行(基本型・連携型接種施設の医療従事者等については自施設で準備。その他の医療機関等の医療従事者等については医療関係 団体、都道府県・市町村等が発行)
- ・接種予定数を踏まえ、基本型接種施設がV-SYSにワクチン必要数を登録
- ・国、都道府県及び医療機関等が連携してワクチン割り当て量を決定。具体的には、①国は都道府県の割り当て量を調整し、②都道府県は医療機関等の割り当て量を調整
  - ※V-SYSの利用方法については、追ってお示しする。また、ワクチン等の割り当 てについては、都道府県は地域の医療関係団体等と連携して、割り当ての方針の検 討及び調整を行う。
- ・基本型接種施設はワクチン納入予定数や予定日をV-SYSで確認。必要に応じて連携型設置施設に連絡
- ・基本型接種施設はワクチンの納入後速やかにディープフリーザーで保管。必要に応じて 連携型接種施設に冷蔵でワクチンを移送
- ・基本型・連携型接種施設は具体的な接種日や時間枠ごとの接種予定者数を決定し、自施設の接種予定者に伝達(その他の医療機関等に係る接種日時・予定者数についてはとりまとめ主体に伝達)

- ・接種を実施
- ・基本型・連携型接種施設はV-SYSを通じて接種者数等の報告を行うとともに市区町 村又は国民健康保険連合会に費用請求書を送付

#### 2. 体制構築に向けた準備の概略

- (1) 基本的な考え方
- 医療従事者等の範囲には、病院や診療所の職員だけでなく、保健所職員、救急隊員等の地方自治体職員や、自衛隊職員、検疫所職員等の国の機関の職員も含まれ、広域的視点に基づく対応が求められるため、医療従事者等への接種体制の構築は、都道府県が中心となって行うこととなる。
- 具体的には、都道府県は市町村や医療関係団体等の関係機関と連携して、「接種施設の確保」と「接種対象者の特定」の大きく2つの作業を行う必要である。 なお、医療従事者等への接種の体制は関係者が連携して構築するものであることから、関係者はお互いの業務についても十分理解している必要がある。

#### (2) 関係者の役割、関係者間の関係の構築

- 都道府県は、接種体制構築の中心的存在として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院団体等の地域の医療関係団体や、市町村、国の機関等と協力的な関係を構築する。また、各関係者・関係機関から接種予定者数等をとりまとめ、基本型接種施設と連携型接種施設のマッチング等の調整を行う。
- 市町村、医療関係団体は自らが担う役割や、最終的な目標、スケジュール等を都道府 県と確認するとともに、今後の体制構築の進め方について出来るだけ早期に認識を共有 する。

このほか、関係者が接種体制構築に向けて担う役割は概ね以下のとおりである。

	和小子文医院法事老院	担当する事務			
団体等	団体等 担当する医療従事者等 の範囲		接種予定者数 の把握	接種予定者リストの 作成、予診票の準備	
医師会	診療所等の医療従事者等	0	0	0	
歯科医師会	歯科診療所の医療従事者等	0	0	0	
薬剤師会	薬局の医療従事者等	0	0	0	
医師会又は 病院団体	自施設で接種を行わない病 院の医療従事者等	0	0	0	
市町村	市町村職員(救急隊員等)	都道府県が 行う	○ (都道府県に 伝達)	0	
国の機関	国の機関の職員 (自衛隊や検疫所職員等)	都道府県が 行う	○ (都道府県に 伝達)	0	

都道府県	都道府県職員(保健所職員	0	0	0
	等)			(都道府県職員分の
	市町村職員			み)
	国の機関の職員			

- 〇:自ら行う
- (注)医療関係団体に属さない医療機関の医療従事者等について関係団体における対応が困難 な場合には、都道府県で関係団体と連携しつつ希望者の受付を行う等の対応を行う。
- (3) 医療従事者等への接種に関する計画の策定
- 都道府県は、接種体制構築の全体像を把握し、進捗を管理するため、接種体制構築の計画書を作成する。計画書には、医療従事者等への接種を行う都道府県内のすべての接種会場の情報、医療関係団体等ごとの接種先の情報、基本型接種施設と連携型接種施設との対応関係の情報等が含まれる。
- 計画書の全部又は一部を都道府県と関係者で共有することで、関係者間の情報共有に も活用できる。計画書の原本は都道府県が管理し、国にも共有する。

#### 医療従事者等の範囲

注:医療従事者等の具体的な範囲については現在パブリックコメント中の「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」において示されるものであり、以下は当該パブリックコメントを踏まえて検討途上のものを体制構築の参考となるよう示したものであるため、今後変更される可能性があることに注意すること。

#### 1. 医療従事者等の範囲の考え方

医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を定める。

- ・ 業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する 業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
- ・ 従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であること(注1)
- (注1:ワクチンの基本的な性能として発症予防・重症化予防が想定され、感染予防の効果を期待するものではないことから、患者への感染予防を目的として医療従事者等に接種するものではないことに留意(医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない)。

#### 2. 医療従事者等の具体的な範囲

医療従事者等には、以下の対象者が含まれる見込みである(1月頃の新型コロナウイルス感染症対策分科会で決定される予定である)。

(1) 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注2)を含む。 以下同じ。) に頻繁に接する機会のある医師その他の職員。

#### (対象者に関する留意点)

- ※診療科、職種は限定しない(歯科も含まれる。)。
- ※委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。

#### (対象者を取りまとめる主体)

- ・ 医療関係団体が取りまとめを行う。
  - ※概ね従事者100人以上で、自ら接種を行う施設は施設ごとに取りまとめる。
- (2)薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員(登録販売者を含む。)。

#### (対象者に関する留意点)

※当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。

#### (対象者を取りまとめる主体)

- ・ 関係団体が取りまとめを行う。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員。

#### (対象者を取りまとめる主体)

- ・ 都道府県が取りまとめを行う。
  - ※国関係機関は、都道府県単位で接種対象者のリストを作成し都道府県に提出する。
  - ※矯正施設内の医療従事者も都道府県が取りまとめを行う。
- (4) 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症 患者に頻繁に接する業務を行う者。

#### (対象者に関する留意点)

- ※以下のような業務に従事する者が想定される。
- 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等
- (例) 保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体 採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者。
- ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者
- (例) 宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する 業務を行う者。
- ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者

#### (対象者を取りまとめる主体)

- ・ 都道府県が取りまとめを行う。
- 注2:疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうかわからない患者を含む。

#### 都道府県における医療従事者等への接種体制の構築

- ※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。
- ※<< >>内に書かれている日付は、作業の期限を表す。
- ※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう異なる日付を設定することも可能。

#### I. 医療従事者等接種に関する計画書の作成【様式】

- 都道府県は、接種体制構築の全体像を把握し、進捗を管理するため、接種体制構築の計画書を作成する。計画書には、医療従事者等への接種を行う都道府県内のすべての接種会場の情報、医療関係団体等ごとの接種先の情報、基本型接種施設と連携型接種施設との対応関係の情報等が含まれる。
- 当該計画書の様式は、関係者から都道府県への報告に活用することも想定できる。また、計画書の全部又は一部を都道府県と関係者で共有することで、関係者間の情報共有にも活用できる。計画書の原本は都道府県が管理し、国にも共有する。都道府県が国に計画書を共有するタイミングは以下の2つを目途とする。

#### <<2月1日>>

・とりまとめ医療関係団体等ごとの接種先及び接種予定者数の情報(暫定版)

【様式1-1】

・基本型接種施設、連携型接種施設についての情報【様式1-2】

#### <<2月17日>>

・とりまとめ医療関係団体等ごとの接種先及び接種予定者数の情報(確定版)

【様式1-1】

・基本型接種施設と連携型接種施設との対応関係【様式1-2】

#### Ⅱ. 医療従事者等接種に向けた具体的な作業と期限

1. ディープフリーザーの配置の調整 (=基本型接種施設の決定)

<<1月28日まで>>【様式1-2】

- ディープフリーザーの割当については、「超低温冷凍庫(-75°C対応ディープフリーザー)の割り当て等について」(令和2年12月28日付け健健発1228第2号)において、割り当て台数等をお示ししたところであり、このうち2月設置分のディープフリーザーを用いて、医療従事者等への接種体制を構築する。
- ディープフリーザーは、二次医療圏に最低1台が配置されることを基本とし、さらに概ね人口15万人に対して1台以上が配置されるようにする。なお、都道府県内における調整の結果として、人口が少ない二次医療圏についてはディープフリーザーが1台も配置されないことも想定される。ディープフリーザーの配置先は基本型接種施設となり、当該施設にまずワクチンが配分される。また、当該施設と紐付けられた連携型接種施設に対しては、当該基本型接種施設からワクチンを移送することとなる。
- 都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、医療機関等から、基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する旨の意向を受け付ける(意向申告の締切は遅くとも1月22日までとする)。

次に、都道府県が、上記の配置に係る考え方及び医療機関の意向も踏まえ、自らに割り当てられたディープフリーザーの配置先を決定する。この決定を踏まえながら、ディープフリーザーを割り当てられた市町村は、医療機関の意向も踏まえ、市町村内のディープフリーザーの配置について、都道府県と協議しながら決定する。

○ ディープフリーザーの配置先に関する情報については、とりまとめ医療関係団体等がそれぞれ担当する医療従事者等の接種体制を検討するにあたり必要な情報であることから、 適宜関係者間で共有する。その際には、I.の計画書の様式1-2を活用することもできる。

#### 2. 自治体職員等の接種予定者数の把握【1月22日まで】【様式2】

○ 都道府県は、医療従事者等として接種を受ける職員の予定数を把握する。また、市町村が把握した医療従事者等として接種を受ける市町村職員の予定数について、市町村から報告を受ける。同様に、当該都道府県内の国の機関が把握した当該機関の職員の予定数についても、当該国の機関から報告を受ける。報告には別添の様式2を活用する。

#### 3. 自治体職員等の接種場所の確保【1月28日まで】【様式1-1】

- 都道府県は、2. で把握した予定者数をもとに、1. のディープフリーザーの配置先の調整の結果も踏まえ、医療従事者等である自治体職員等が接種を受ける施設を確保する。この際、接種場所を基本型接種施設の中から選定することも考えられるが、連携型接種施設を確保したり、自ら接種会場を設けたりすることも想定される。この時点で、都道府県は、確保した接種場所(基本型接種施設を含む)について、当該接種施設の接種予定者数の情報も併せて収集する。
- 都道府県は、確保した接種場所を各市町村及び国の機関に割り当て、割り当ての結果を 伝達する(様式 1-1 を活用)。

#### 4. 連携型接種施設の把握【2月3日まで】【様式1-1】

○ 都道府県は、基本型接種施設からワクチンの配分を受けて自施設の医療従事者等に接種 を行う連携型接種施設及びとりまとめ医療関係団体等が接種場所として確保した連携型接 種施設に関する情報を受ける。

具体的には、都道府県は、接種場所の名称、当該接種場所が引き受ける医療機関等の名称、引き受け予定人数、自施設の接種予定者数についての情報を把握する。とりまとめ医療関係団体等は、これらの情報を医療従事者等への接種に関する計画書様式の該当欄に記入し、都道府県に提出する。

#### 5. 基本型接種施設と連携型接種施設とのマッチング【2月10日まで】【様式1-2】

- 都道府県は、基本型接種施設及び連携型接種施設のリストをもとに、どの基本型接種施設が、どの連携型接種施設にワクチンを移送するかについての対応関係を整理する。その際、接種施設の地理的な分布、基本型接種施設及び連携型接種施設の接種予定人数、その他地域の実情を考慮する。
- マッチングの結果は、とりまとめ医療関係団体等及び当該医療機関等の関係者と共有する。なお、とりまとめ医療関係団体等があらかじめ対応関係を調整している場合は、都道府県が改めて調整し直す必要はない。

#### 6. 自治体職員等の接種場所と接種人数の確定【2月15日まで】【様式1-1】

○ 都道府県は、都道府県及び国の機関の職員について、2. で把握した予定者数を確定させるとともに、3. で確保した接種場所ごとの接種予定者数も確定させる。接種場所ごとの接種予定者数を各接種場所に伝達するとともに、当該情報を計画書に記載する。

#### 7. 接種予定者リストの作成【2月15日頃まで】【様式】、及び予診票の準備、配布

- 都道府県は、接種予定者である都道府県職員のリストを作成する。リストの様式については、別途お示しするが、リストには、氏名、住民票に記載されている住所、生年月日等の情報を記入する。
- 作成したリストをワクチン接種円滑化システムに入力すると、医療従事者等のための特別な様式の予診票が電子媒体で出力される。予診票にはリストに記入した氏名等があらかじめ記載されている。都道府県は電子媒体を印刷し、接種対象者に配布する。
- 都道府県は、国の機関から接種対象者のリストを受け取り、同様に予診票を準備して、 当該機関に送付する。この場合、都道府県から国の機関に電子媒体の予診票を送付するこ とが基本となると想定される。

#### 8. 接種予定者への接種日時の伝達等【決まり次第】

- 各接種場所へのワクチンの配分の日程と接種場所の体制が決まることで、接種日時及び 接種可能な人数も決定される。
- 都道府県は、都道府県職員の接種場所となる接種施設と、接種日時及び予定者数について調整する。調整の結果を都道府県の各保健所等の接種対象者が所属している部署に伝達し、各部署は、具体的にいつ誰が接種を受けるかを部署内で調整する。

接種日時と予定者数に関する部署をまたがる調整を可能とするため、各部署での調整の結果は、都道府県内で集約されることが望ましい。また、ワクチンの解凍等の準備に影響するため、接種場所に対しては、接種を受ける最終的な接種予定者の人数を、接種日の前日までに伝達する。

#### 市町村における医療従事者等への接種体制の構築

- ※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。
- ※<< >>内に書かれている日付は、作業の期限を表す。
- ※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよ う異なる日付を設定することも可能。また、都道府県への報告等について、当該都道府県が 異なる日付を設定した場合は、当該日付によること。

#### 1. ディープフリーザーの配置の調整 (=基本型接種施設の決定) <<1月28日まで>>

- ディープフリーザーの割当については、「超低温冷凍庫(-75° C対応ディープフリーザー)の割り当て等について」(令和2年12月28日付け健健発1228第2号)において、割り当て台数等をお示ししたところであり、このうち2月設置分のディープフリーザーを用いて、医療従事者等への接種体制を構築する。
- ディープフリーザーは、二次医療圏に最低1台が配置されることを基本とし、さらに概ね人口15万人に対して1台以上が配置されるようにする。なお、都道府県内における調整の結果として、人口が少ない二次医療圏についてはディープフリーザーが1台も配置されないことも想定される。ディープフリーザーの配置先は、基本型接種施設となり、当該施設にまずワクチンが配分される。また、当該施設と紐付けられた連携型接種施設に対しては、当該基本型接種施設からワクチンを移送することとなる。
- 都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、医療機関等から、基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する旨の意向を受け付ける(意向申告の締切は遅くとも1月22日までとする)。

次に、都道府県が、上記の配置に係る考え方及び医療機関の意向も踏まえ、自らに割り当てられたディープフリーザーの配置先を決定する。この決定を踏まえながら、ディープフリーザーを割り当てられた市町村は、医療機関の意向も踏まえ、市町村内のディープフリーザーの配置について、都道府県と協議しながら決定する。

○ ディープフリーザーの配置先に関する情報については、とりまとめ医療関係団体等がそれぞれ担当する医療従事者等の接種体制を検討するにあたり必要な情報であることから、 適宜関係者間で共有する。 その際には、都道府県が作成する計画書の様式1-2を活用することもできる。

#### 2. 自治体職員等の接種予定者数の把握【1月22日まで】【様式】

○ 市町村は、医療従事者等として接種を受ける職員の予定数を把握し、都道府県に報告する。報告には別添の様式2を活用する。

#### 3. 自治体職員等の接種場所の確保【1月28日まで】

- 都道府県は、2. で把握した予定者数をもとに、1. のディープフリーザーの配置先の調整の結果も踏まえ、医療従事者等である自治体職員等が接種を受ける施設を確保する。この際、接種場所を基本型接種施設の中から選定することも考えられるが、連携型接種施設を確保したり、自ら接種会場を設けたりすることも想定される。
- 都道府県は、確保した接種場所を各市町村に割り当て、市町村は、都道府県から割り当 ての結果について伝達を受ける。

#### 4. 基本型接種施設と連携型接種施設とのマッチング【2月10日まで】

○ 都道府県は、基本型接種施設及び連携型接種施設のリストをもとに、どの基本型接種施設が、どの連携型接種施設にワクチンを移送するかについての対応関係を整理する。その際、接種施設の地理的な分布、基本型接種施設及び連携型接種施設の接種予定人数、その他地域の実情を考慮する。

市町村は、上記マッチングの結果について、都道府県から情報共有を受ける。

#### 5. 市町村職員の接種場所と接種予定者数の確定【2月15日まで】【様式1-1】

○ 市町村は、2. で把握した予定者数を確定させるとともに、3. の接種場所ごとの接種 予定者数も確定させる。接種予定者数を接種場所に伝達するとともに、当該情報を計画書 の様式に記載し、都道府県に報告する。

#### 6. 接種予定者リストの作成【2月15日頃まで】【様式】、予診票の準備、配布

- 市町村は、接種予定者である市町村職員のリストを作成する。リストの様式について は、別途お示しするが、リストには、氏名、住民票に記載されている住所、生年月日等の 情報を記入する。
- 作成したリストをワクチン接種円滑化システムに入力すると、医療従事者等のための特別な様式の予診票が電子媒体で出力される。予診票にはリストに記入した氏名等が予め記載されている。市町村は予診票を印刷し、接種対象者に配布する。

#### 7. 接種予定者への接種日時の伝達【決まり次第】

- 各接種場所へのワクチンの配分の日程と接種場所の体制が決まることで、接種日時及び 接種可能な人数も決定される。
- 市町村は、職員の接種場所となる接種施設と、接種日時及び予定者数について調整する。調整の結果を接種対象者が所属している部署に伝達し、各部署は、具体的にいつ誰が接種を受けるかを部署内で調整する。

接種日時と予定者数に関する部署をまたがる調整を可能とするため、各部署での調整の結果は、市町村内で集約されることが望ましい。また、ワクチンの解凍等の準備に影響するため、接種場所に対しては、接種日の前日までに、最終的な接種予定者の人数を伝達する。

#### 医療関係団体における医療従事者等への接種体制の構築(医療関係団体)

- ※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。
- ※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう自治体が異なる日付を設定する場合もあるので、その場合は当該自治体が設定した日付によること。

#### 1. 加入医療機関等における接種予定者数等の把握【1月22日まで】【様式2】

○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院団体等の地域の医療関係団体(以下「医療関係団体」という。)は、自団体に加入する医療機関等であって基本型接種施設又は連携型接種施設として自施設において接種を行わないもの、及び当該医療機関等の医療従事者等として接種を受ける予定の者の数を把握する。

#### 2. 接種場所の確保【1月28日まで】

- 医療関係団体は、1. で把握した予定者数をもとに、都道府県及び市町村により調整されたディープフリーザーの配置先も踏まえ、自団体の医療従事者等が接種を受ける接種施設を確保する。この際、接種場所を基本型接種施設の中から選定することも考えられるが、独自に連携型接種施設を確保したり、自ら接種会場を設けたりすることも想定される。なお、当該連携型接種施設へどの管理型接種施設からワクチンの移送をするかについては、最終的に都道府県において広域的な視点から調整を行うため、この時点では決まっている必要はない。
- 医療関係団体は、接種予定者の施設所在地等に応じ、接種場所ごとの接種人数を計画する。

#### 3. 接種場所情報等の都道府県への報告【2月3日まで】【様式1-1】

○ 医療関係団体は、確保した接種場所についての情報を都道府県に報告する。 具体的には、医療関係団体は、接種場所の名称、当該接種場所が引き受ける医療機関等の 情報、引き受け予定人数についての情報を様式1-1に記入し、都道府県に報告する。な お、当該接種場所が連携型接種施設である場合、どの基本型接種施設からワクチンを移送 をするかについては、最終的に都道府県において広域的な視点から調整を行うため、この 時点では決まっている必要はない。

#### 4. 接種場所と接種人数の確定【様式1-1】

- 医療関係団体は、接種場所ごとの接種予定者数を各接種場所に伝達する。この情報は、接種場所となる医療機関等がワクチンの必要量をワクチン接種円滑化システムに登録するために必要となる。医療関係団体は、当該情報を計画書の様式に記載し、都道府県にも報告する。
- 5. 接種予定者リストのとりまとめ【2月25日頃まで】【様式】、予診票の準備、配布
- 医療関係団体は、接種予定者である医療従事者等のリストを原則として電子ファイルで 自団体の各医療機関に作成させ、これをとりまとめる。様式については別途お示しする が、リストには、氏名、住民票に記載されている住所、生年月日等の情報を記入する。
- とりまとめたリストをワクチン接種円滑化システムに入力すると、医療従事者等のため の特別な様式の予診票が電子媒体で出力される。予診票にはリストに記入した氏名等があ

らかじめ記載されている。医療関係団体は当該予診票を、各医療機関を通じて対象者に配 布する。

#### 6. 対象者への案内

- 各接種場所へのワクチンの配分の日程と接種場所の体制が決まることで、接種日時及び 接種可能な人数も決まる。
- ワクチンの解凍等の準備に影響するため、接種場所に対しては、接種を受ける最終的な 接種予定者の人数を、接種日の前日までに伝達する必要がある。

- ※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。
- ※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう自治体が異なる日付を設定する場合もあるので、その場合は当該自治体が設定した日付によること。

#### 1. 接種施設として接種を行う意向の都道府県・市町村への申告等

【遅くとも1月22日まで】

- (1) 基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する場合
- ディープフリーザーについては、都道府県・市町村(特別区を含む。以下同じ。)が配置調整を行うことから、自治体が設ける締切(遅くとも1月22日)までに、基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する旨の意向を伝えること。ディープフリーザーの配置を受けられるか否かは遅くとも1月28日までに自治体から伝えられる。なお、基本型接種施設は、当該接種施設において1000人超に接種することが求められることに留意すること。
- ディープフリーザーの割当については、「超低温冷凍庫(-75° C対応ディープフリーザー)の割り当て等について」(令和2年12月28日付け健健発1228第2号)において、割り当て台数等をお示ししたところであり、このうち2月設置分のディープフリーザーを用いて、医療従事者等への接種体制を構築する。
- ディープフリーザーは、二次医療圏に最低1台が配置されることを基本とし、さらに 概ね人口15万人に対して1台以上が配置されるようにする。なお、都道府県内における 調整の結果として、人口が少ない二次医療圏についてはディープフリーザーが1台も配置されないことも想定される。
- (2) 連携型接種施設となることを希望する場合
- 連携型接種施設として接種を行うことを希望する医療機関については、都道府県が設ける締切(遅くとも1月22日)までに連携型接種施設として接種する意向を伝えること。

なお、連携型接種施設の対象となる医療機関は、当該医療機関の医療従事者等の数が 原則として概ね100人以上であることに留意すること。

#### 2. 接種を実施可能にするための手続き

- (1)集合契約への参加(委任状の提出)【原則として1月中】
- 基本型接種施設及び連携型接種施設については、ワクチン接種契約受付システムを用い、原則として1月中に、郡市区医師会又は取りまとめの病院団体等に委任状を提出すること。なお、委任状の提出開始時期については追ってお示しする。
- (2) V-SYSへの初期登録【V-SYS稼働後速やかに】
- 基本型接種施設及び連携型接種施設については、委任状提出時に登録したメールアドレス宛にワクチン接種円滑化システム(以下「V-SYS」という。)のIDとパスワードが送付される。V-SYSの初期登録ができないとワクチンの分配が受けられないため、V-SYS稼働後速やかに、V-SYSの初期登録を行うこと。

#### 3. 接種予定者の把握及び予診票の作成

(1) 自施設の接種予定者数の把握

【基本型及び連携型接種施設は遅くとも1月29日まで】 【その他の医療機関等は遅くとも1月22日まで】

- 全ての医療機関は、自施設に勤務する医療従事者等のうち、接種を予定する者の数を 把握した上、
  - ・基本型接種施設及び連携型接種施設については、都道府県が設定する締切(遅くとも 1月29日)までに都道府県に報告し、
  - ・それ以外の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が設ける締切(遅くとも1月22日)までにとりまとめ医療関係団体等に報告すること。
- (2) 自施設の接種予定者リストの作成

【基本型及び連携型接種施設は2月22日まで】 【その他の医療機関等は2月25日頃まで】

- 全ての医療機関は、接種券付き予診票を発行するために、接種予定者リストを作成する必要があるため、
  - ・基本型接種施設及び連携型接種施設については、2月22日までに接種予定者リストを 作成し、
  - ・その他の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が設ける締切(2月25日頃)までに接種予定者リストを作成し、とりまとめ医療関係団体等に提出すること。
- (3)接種券付き予診票の発行【予診票様式が確定後速やかに】
- 医療従事者等への接種は接種券付き予診票を費用請求等に用いるため、
  - ・基本型及び連携型接種施設については、予診票様式が確定後速やかにV-SYSを用いて 自施設の医療従事者等の接種券付き予診票を発行し、接種予定者に配布し、
  - ・その他の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が接種付き予診票を発 行・当該医療機関等に送付し、当該医療機関等が接種予定者に配布すること。

#### 4. ワクチンの分配、接種対応及び請求事務等

- 基本型接種施設は連携型接種施設でワクチンの必要量を把握し、連携型接種施設の必要量を含めたワクチンの必要量をV-SYSに登録することになる。また、基本型接種施設へのワクチン配送予定量および予定日が判明したら、連携型接種施設に連絡することになる。
- 基本型及び連携型接種施設におけるワクチンの分配、接種対応及び請求事務等については、追ってお示しする「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」(仮称)を参照すること。

2022年10月21日

〈新型コロナワクチン接種〉 オミクロン株に対応した 2価ワクチンの接種が開始されました。



# 3 接種可能な間隔が か月 になりました!



ぜひ、

の接種をご検討ください。



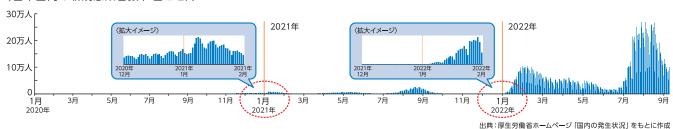
- 新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン(「オミクロン株対応2価ワクチン」)の接種は、 初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種できます。
- 1・2回目接種を完了した12歳以上で最終接種から3か月以上(※)経過している方は、接種可能になりました。 (※)5か月から3か月に短縮されました。
- 例えば、9月15日に従来型ワクチンを接種した方は、12月15日からオミクロン株対応2価ワクチンを接種できます。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

〈 オミクロン株対応2価ワクチンの種類 〉		1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者		象者
ファイザー社ワクチン 【BA.1対応型/BA.4-5対応型】			1045111	12歳以上	18歳以上
		່ (使用不可)	12歳以上	0	0
	モデルナ社ワクチン 【BA.1対応型】	🗙 (使用不可)	18歳以上	×	0

(※)2022年10月時点では、オミクロン株対応2価ワクチンは、11歳以下は接種対象となりません。

これまで2年間、年末年始に新型コロナは流行しています。**2022年の年末まで**に、重症化リスクの高い高齢者はもとより、**若い方にも**オミクロン株対応2価ワクチンによる接種を完了するようおすすめします。

〈日本国内の新規感染者数(1日ごと)〉



〈諸外国において推奨されている、オミクロン株対応ワクチンの前回の接種からの接種間隔 〉

出典:厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料 より

<b>=</b>	推奨の発表機関(※)	推奨の発表日	前回の接種からの接種間隔
● 日本	厚生科学審議会	2022/10/20	3か月以上
英国	JCVI	2022/8/15	3か月以上
米国	CDC/FDA	2022/8/31	2か月以上
カナダ カナダ	NACI	2022/9/1	3か月以上
□ イスラエル	保健省	2022/9/20	3か月以上
フランス	保健省	2022/10/6	3か月以上
ドイツ	STIKO	2022/10/6	3か月以上

(※)JCVI:予防接種・ワクチン合同委員会 NACI:予防接種に関する諮問委員会 CDC:疾病予防管理センター STIKO:予防接種常設委員会 FDA:食品医薬品局

(2022年10月17日時点)

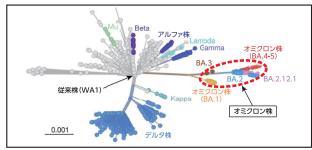
#### オミクロン株対応2価ワクチンの種類と効果

2種類の2価ワクチン(BA.1対応型/BA.4-5対応型)が使用可能ですが、いずれも従来型ワクチン(※)を上回る効果が期待されます。

2価ワクチンは、従来株の成分に加え、オミクロン株の成分が含まれています。オミクロン株の成分に2つの種類(BA.1とBA.4-5)があるため、2種類のワクチンがあります。その効果は以下の通りです。

- BA.1、BA.4-5 は、いずれもオミクロン株の種類(亜系統)です(右図参照)。そのため、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、現在流行の中心であるオミクロン株に対しては、1価の従来型ワクチンを上回る効果が期待されています。
- また、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、従来株とオミクロン株の2種類の成分があることにより、誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられます。

〈新型コロナウイルスの変異株の枝分かれ(系統樹)〉



(※)出典をもとに改変

出典:Wang, Q., Guo, Y., Iketani, S. et al. Antibody evasion by SARS-CoV-2 Omicron subvariants BA.2.12.1, BA.4 and BA.5. Nature 608, 603-608 (2022).

#### オミクロン株対応2価ワクチンの安全性

ファイザー社及びモデルナ社の2価ワクチンの薬事承認において、どちらのワクチンも従来型ワクチンとおおむね同様の症状が見られました。

#### 〈接種後7日間に現れた症状〉

出典:特例承認に係る報告書より改編

જ TD 하네스	上。			
発現割合	ファイザー社	モデルナ社		
50%以上	注射部位疼痛	注射部位疼痛、疲労		
10~50%	疲労、筋肉痛、頭痛、悪寒、関節痛	頭痛、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、悪心・嘔吐		
1~10%	下痢、発赤、腫脹、発熱、嘔吐	紅斑・発赤、腫脹・硬結、発熱		

#### ◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

#### ◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、 救済制度が設けられています。申請に必要となる手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン

検 索

索

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

Ver. 2

〈新型コロナワクチン接種〉 オミクロン株に対応した 2価ワクチンの接種が開始されました。

※ 裏面上部に諸外国情報を追加しています。

【第2報】



## 種類よりスピード

BA.1かBA.4-5の

## いずれか早く打てるワクチンで 1回接種をしましょう。





### 接種の対象と使用するワクチン



- **■**新型コロナの従来株とオミクロン株に対応したワクチン(「オミクロン株対応2価ワクチン」)の接種は、<mark>初回接種</mark> (1・2回目接種)を完了した12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種できます。
- 1・2回目接種を完了した12歳以上で最終接種から3か月以上経過している方は接種可能です。
- これまで2年間、年末年始に新型コロナは流行しています。 **2022年の年末まで**に、重症化リスクの高い 高齢者はもとより、**若い方にも**オミクロン株対応2価ワクチンによる接種を完了するようおすすめします。
- 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

〈オミクロン株対応2価ワクチンの種類〉	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者		象者
ファイザー社ワクチン	<b>V</b> (**)	4045111	12歳以上	18歳以上
【BA.1対応型/BA.4-5対応型】	🗙 (使用不可)	12歳以上	0	0
モデルナ社ワクチン 【BA.1対応型】	🗙 (使用不可)	18歳以上	×	0

(※)2022年10月時点では、オミクロン株対応2価ワクチンは、11歳以下は接種対象となりません。

#### オミクロン株対応2価ワクチンの種類と特徴

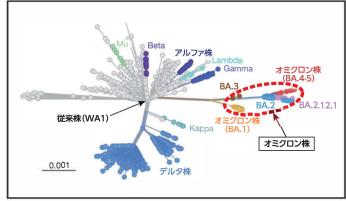


2種類の2価ワクチン(BA.1対応型/BA.4-5対応型)が使用可能ですが、いずれも 従来型ワクチン(※)を上回る効果が期待されます。

(※)新型コロナの従来株に対応した1価ワクチン

- 2価ワクチンは、従来株の成分に加え、オミクロン株の成 分が含まれています。オミクロン株の成分に2つの種類 (BA.1とBA. 4-5)があるため、2種類のワクチンがあります。 その効果は以下の通りです。
  - BA.1、BA.4-5 は、いずれもオミクロン株の種類(亜系統) です(右図参照)。そのため、BA. 1 対応型であっても、 BA.4-5 対応型であっても、現在流行の中心であるオミク ロン株に対しては、1価の従来型ワクチンを上回る効果が 期待されています。
  - また、BA.1 対応型であっても、BA.4-5 対応型であっても、 従来株とオミクロン株の2種類の成分があることにより、 誘導される免疫も、より多様な新型コロナウイルスに反応 すると考えられます。

〈新型コロナウイルスの変異株の枝分かれ(系統樹)〉



(※)出典をもとに改変

出典: Wang, Q., Guo, Y., Iketani, S. et al. Antibody evasion by SARS-CoV-2 Omicron subvariants BA.2.12.1, BA.4 and BA.5. Nature 608, 603-608 (2022).

〈諸外国において、2022年秋以降に追加接種が推奨されているオミクロン株対応ワクチン〉

出典:厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料 より

—————————————————————————————————————	推奨の発表機関(※)	推奨の発表日	推奨ワクチン
● 日本	厚生科学審議会	2022/9/14	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
米国	CDC/FDA	2022/9/1	BA.4-5対応型
英国	JCVI	2022/9/3	BA.1対応型
□ イスラエル	保健省	2022/9/20	BA.4-5対応型
フランス	保健省	2022/10/6	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
ドイツ	STIKO	2022/10/6	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型
カナダ カナダ	NACI	2022/10/7	BA.1対応型 又は BA.4-5対応型

(※)CDC:疾病予防管理センター STIKO:予防接種常設委員会 FDA: 食品医薬品局 JCVI: 予防接種・ワクチン合同委員会 NACI: 予防接種に関する諮問委員会 (2022年10月17日時点)

#### オミクロン株対応2価ワクチンの 効果



- Q. BA.1対応型ワクチンよりBA.4-5対応型ワクチンのほうが効果があると聞きましたが、本当ですか?BA.4-5対応型ワクチンを接種できるようになったので、BA.1対応型ワクチンの接種は控えて、少し待ってでもBA.4-5対応型ワクチンを接種するほうがよいのではないでしょうか。
- A. 現時点の知見を踏まえた専門家による検討では、免疫を刺激する性質を比較した場合、従来株と現在流行しているオミクロン株との差と比較すると、オミクロン株の中での種類(BA.1とBA.4-5)の差は大きくないことが示唆されています。

オミクロン株対応ワクチンは、オミクロン株の種類(BA.1とBA.4-5)に関わらず、オミクロン株成分を含むことで、現在の流行状況では従来型ワクチンを上回る効果があること、オミクロン株と従来株の2種類の成分が含まれることで、今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いことが期待されています。

そのため、**その時点で早く接種可能なオミクロン株成分を含むワクチンを接種いただくよう お願いします**。

#### オミクロン株対応2価ワクチンの 安全性

ファイザー社及びモデルナ社の2価ワクチンの薬事承認において、**どちらのワクチンも従来型ワクチンとおおむね同様の症状が見られました**。

ファイザー社及びモデル 〈接種後7日間に現れた症状〉

出典:特例承認に係る報告書より改編

外田中山ム		
発現割合 	ファイザー社	モデルナ社
50%以上	注射部位疼痛	注射部位疼痛、疲労
10~50%	疲労、筋肉痛、頭痛、悪寒、関節痛	頭痛、筋肉痛、関節痛、リンパ節症、悪寒、悪心・嘔吐
1~10%	下痢、発赤、腫脹、発熱、嘔吐	紅斑·発赤、腫脹·硬結、発熱

#### ◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

#### ◎予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害 (病気になったり障害が残ったりすること) が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、 救済制度が設けられています。申請に必要となる手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。